

議会基本条例策定代表者会議

○平成26年2月14日（金曜日）

場 所 第一会議室

出席議員 15名

座 長 森 戸 洋 子 議員

副 座 長 宮 下 誠 議員

中 山 克 己 議員

鈴 木 成 夫 議員

片 山 薫 議員

小 林 正 樹 議員

百 瀬 和 浩 議員

五十嵐 京 子 議員

湯 沢 綾 子 議員

白 井 亨 議員

林 倫 子 議員

斎 藤 康 夫 議員

水 上 洋 志 議員

板 倉 真 也 議員

欠席議員 1名

渡 辺 ふき子 議員

副 議 長 露 口 哲 治 議員

事務局職員出席者

議会事務局長 加 藤 明 彦

議会事務局次長 飯 田 治 子

議事係長 内 田 雄 介

議事係主任 齋 藤 龍 憲

庶務調査係長 清 水 伸 悟

庶務調査係 前 坂 悟 史

午前10時34分開会

○森戸座長 議会基本条例策定代表者会議を開会いたします。

お手元に前回の座長案に対する各会派の意見集約用紙が提出されております。是非まとめる方向で行きたいと思っております。皆さんから頂いたご意見を正副座長の打合せの中である程度提案させていただきたいと思っておりますので、最初に皆さんから補足的なご意見があれば発言していただいて、正副座長の提案をさせていただきたいと思っております。

まず、ナンバー17の第4条、会派についてであります。皆さんから補足的にご意見があれば。

○斎藤議員 この部分については、私は全会一致したと認識していたんですよ。その認識が皆さん

ともしかしたら違ったのかもしれないので、例えば今後の進め方として、(2)については、文末が「届け出るものとする」というところで私は一致したと思っていたんですよ。鈴木議員がそこを「届け出ることができる」の方がいいのではないかという話したときに、鈴木議員だけが一致しなかったもので、その形だと前になかなか進まないもので、鈴木議員に対してどうなんだろうと、ちょっと責めたことを言って大変申し訳なかったんですけども、これがまた前の形で出てきてしまうというので、それぞれまたいろいろな意見が出てきて、これは堂々めぐりですよ。

○森戸座長 すみません、それで正副座長案をまた述べさせていただきたいと思っております。斎藤議員のご指摘があったので。先に言った方がいいかな。

途中で打ち消してしまって申し訳なかったんですが、正副座長案についてお話をさせていただいていいですか。

正副座長案としては、第4条第1項の「議員は議会活動を行うため、会派を結成するものとする」と、これはこのままです。

(1)も、多数が「または」でいいということがあります。共産党と公明党は別のご意見がありますが、正副座長としては、市議会民主党の「会派内で採決態度が異なる時には、条例違反になるのではないか」という懸念が示されております。その点では、「基本的政策・理念」とか、「基本的政策及び理念」としてしまうと、こういうところの縛りがきつくなるというご意見などもあるので、そういう意味で、このままの「基本的政策または理念が一致する議員で構成する」ということにしたいと思っております。

(2)の第2号ですが、これはこがねい市民会議からご指摘をいただいております、「議員は、一人の場合においても、会派として届け出るものとする」という斎藤議員のご指摘をここに入れたらと思っております。

事務局の方から説明していただいてもいいと思うんですが、「ものとする」というのは努力義務規定となっております、もちろん基本は「会派として届ける」ということだと思うんですが、もしかしたら無会派でいくという人も出てくる可能性もあるかもしれないですね。先日行った宇治市議会では、無会派という方が2人いらっしゃるというような状況もあって、全国的にはそうなのかなと思ったんですが、ここは「届け出るものとする」という斎藤議員のご指摘を入れさせていただいたということでもあります。

○斎藤議員 実は私は「できる」でもいいと思っているんですよ。私が言いたいのは、この前は全員が一致していて、鈴木議員だけが違う意見だったので、そこだけ考え直してもらえれば全会一致

になってこの部分は終わると思っていたので、それで鈴木議員に、大変申し訳ないんですけども何とか変えてほしいということで強く言ってしまったんです。これが出てきた後、私は鈴木議員にごめんなさいと言うしかなくて、全体が一致すれば、これはこれで「届け出ることができる」でも私はいいですよ。そのことについてこだわっているつもりはないということで、前回言ったのはそういうことで、鈴木議員さえ納得していただければ全会一致になるというつもりでしたものから、先に進めるためにそういう言い方をしたので、私はその文末にこだわっているわけではないんです。

○森戸座長 分かりました。ご意見として受け止めておきます。議論する中でいろんな議論が出てきたという状況だったかなと思っていて、そういうところがあればご指摘をいただければと思いますので、よろしくお願ひします。

それから、先ほどの説明の中で、(2)のところ、「会派として届け出ることができる」とすると、第1項との関係の整合性がとれないかなというのもあって、これは「会派を結成するものとする」、「会派として届けるものとする」というところで整合性を合わせたということ、それが一番大事なところで、それも大事なところなので、ご報告をしておきます。もしその点で、今の正副座長案でご意見が皆さんの方でありますか。よろしいですか。民主党は反対ということなんですけれども。

○鈴木議員 いろいろな状況を想定した方がいいかなと思ったんです。前回、斎藤議員のご意見はもっともだと思うんですが、そこがどのレベルをもって合意にするかというところで、僕の認識が違っていたというところは、これは認めるんです。私たちの意見はここに書いたとおりなんです。条例的な整合性がどうかという危惧が残るという提起をさせていただいているだけなので、このと

ころの整理ができれば皆さんと合意できると思うんです。小金井市の場合、採決態度が異なる場合も起きるわけです。それはもちろんいろんな状況を乗り切ってきた小金井市議会ですから、知恵を絞って前へ進めていくんですけれども、ただ、実際あるものをしっかり整理しておかなくて大丈夫なんですかということ。私たちは異論というか、これで大丈夫なんですかという確認なんです。ここで是非皆さんの意見を伺いたいと思っていますところだったので、すみません、あえて書かせてもらったと、そういうことです。

○宮下議員 もうちょっとはっきり言うと、基本的政策も一致しない。理念的にもどう考えても一致していないと思うような会派があったとして、そういう会派が存在したときに、この条文で本当に拾えるのかということですからね。

○森戸座長 ただ、基本は、基本的政策、理念が一致しない会派なんてあり得ない話なんです。そんなことをしたら、それは受理できないという話になりますよね。（不規則発言あり）中山議員、それは違うと思うんです。これまでの会派も、基本的政策をきちんと持ってやっていらっしやったんですよ。決して何もなかったわけではないんですよ。それは片山議員から前回説明があったので、蒸し返しはやめていただきたいと思うんです。議論の蒸し返しはやめましょう。

だから、そういう意味で、鈴木議員、問題は、民主党が反対だとおっしゃっているんだけど、公明党と共産党、共産党は賛成なのか（「でも同じことを言っている」と呼ぶ者あり）同じだよ。公明党も「・」ということで意見が違うわけで、今言った正副座長案でそこが一致できるかどうかなんです。

○五十嵐議員 少なくとも「基本的政策または理念」という言い方はすごく緩い言い方なので、態度が違ったからという具体的なときに、これが条例違反だということはないと私は思います。

○鈴木議員 意見を求められているようですので、そういう緩さがあって、現場判断というか、臨機応変に対応できるという余地が残されているということが担保できれば、どうしてもバツとか、そういうことではないです。そういうことです。ここは誤解のないようにお願いします。今の五十嵐議員的な解釈はいいと思います。

○森戸座長 正副座長案でよろしいですか。（「もう一回」と呼ぶ者あり）もう一回言います。第4条第1項は変わりません。（1）も、この提案です。（2）は、「議員は、一人の場合においても、会派として届け出るものとする」ということでいきたいと思います。共産党と公明党、いかがですか。

○小林議員 私たちは、その辺りは許容できるということで書いてあります。その前提で、逐条解説等にこの議論の経過を少しとどめていただければというのが最後のお願いであります。条文はそれで。

○森戸座長 分かりました。

○水上議員 うちも、最後に書いてあるとおり、全体が一致できるところに従うということにしておりますから、「または」という表現でいいと思うというか、そういうことだと思います。

○森戸座長 公明党からは、会派といえば基本的政策と理念がともに一致して当然だという主張もあったということを逐条解説に述べてほしいと、こういう意見があったということで、そういう問題はどうしますか。これは逐条解説に載せてほしいとか。（不規則発言あり）ちょっとそれは難しい。だから、提案説明の中で、こういう意見もあったと、しかし議事録に載せておくという形になるのではないかと思う。（「討論されるとか」と呼ぶ者あり）討論とかね。

○板倉議員 小林議員のご意見は分かるんですけども、逐条解説に載せるかどうかでまた議論が始まってしまうと思うんですよ。そこはなるべく

議論の範囲を広げたくないと私は思うんです。

○**小林議員** ここで議論は要らないし、後で忘れていたのではないかとって、条文に戻るということはないんですけれども、逐条解説だったり、更に資料編みたいなのがある議会もあるではないですか。だから、討論するののかということも含めて、こういう意見があったということをごここに残しておいてもらって、また話に一回出してもらえればと思っています。

○**森戸座長** この意見集約用紙も重要な足跡になると思いますので、討論で言うのかどうかということも含めて。

○**宮下議員** 小林議員の言うとおりになんですけれども、例えば条例提案、パブリックコメントとか当然やるわけで、当然出てくるだろうと思われるようなものについては、あらかじめ答えをごどこかで用意しておくというのは、それは知恵だと思うんです。だから、そういう意味もあるかなと思っているので。

○**森戸座長** 分かりました。では、ありがとうございます。第4条はまとまりました。一致しました。では、これは作業部会に送りますので、よろしく願いいたします。（「第1項だけ」と呼ぶ者あり）そうです、まず第4条第1項がまとまりました。

次に行きます。第2項です。これは、A案でいてほしいという会派が共産党、小金井をおもしろくする会、こがねい市民会議はAまたはBとなっておりますので、5もしくは5から6という賛成です。多数はCなんです。Cは、「議会は、議会運営等において、全会派の活動を保障し、会派間の公平性を確保しなければならない」ということでありまして、これが13、Bというのが公明党と市民自治こがねいで5です。こがねい市民会議もです。だから5から6ということになります。

これは、正副座長ではなくて、座長案として、Cでいきたいと思っています。ただし、前文の中の

「少数会派の活動を保障する」という文言は削除しないでそのままいくということです。これは小金井市議会の伝統でもあったということを含めて考えると、前文の方からは削除はしないと。自民党からは、前文の「少数会派の活動を保障する議会」というのに対して、「全議員の対等・平等な活動」ということがありましたが、こちらの方でC案を入れさせていただくということで、C案多数でありますので、これでいきたいと思っています。皆さんからご意見があれば伺います。

○**斎藤議員** これは私、こだわりたいと思います。と言いますのは、ここに書いてありますように、実際、少数会派の活動が保障されなかったという事実があるんです。要するに、議会運営委員会に出られない会派が委員外議員という手続という正規の手続があるにもかかわらず、それを認めない。例えば、あと二人会派が三つの常任委員会、二人だからできなかった委員会に委員外議員として出席しようとしても、こういう理念がないと拒否されることがあるんですよ。前文にも入れるし、ここにも入れるし、私はこれは徹底的にこだわりたいと思います。実際、小金井市議会で直近にあったことですから。

○**中山議員** 自民党としてもこだわりたいと思います。今、斎藤議員のご発言があつて、そこはそういう認識をお持ちということは理解しております。それとは別に、現状の議会のことを考えますと、今、私たちは少数会派の方の方が非常に優遇されているのではないかと現状があると考えておりまして、現状をきちんと文言に盛り込むということであれば、例として、会派代表者会議や政務調査費の使用ということは、議員個人でもあり、そして会派全体でもあり、こういう使い分けが可能になっている現状があります。そういった中で、あえて少数会派もしくは一人会派だけを取り上げて明記して、それを特別扱いしていることに関しては、ちょっと現状と違うのではないかと

いうところで、自由民主党としてはそこは承服できないというか、了承できないと考えています。

○白井議員 今の発言の中で質問したいんですが、少数会派、一人会派が優遇されているという発言があったので、それを具体的に述べていただきたいというのが一つあります。

私の意見としては、斎藤議員と一緒に私たちもこだわりたいところではあります。議会運営委員会にも出られていないし、常任委員会も一人会派ですと当然一つしか出られないという、一つの常任委員会では意見が言えないという状況がありまして、とても優遇されている状況ではないとは思っております。何度も言ってきたように、これまで議事録の中でも、少数会派の活動を保障してきた、尊重してきたということがずっと言われていて、それに対してみんな何も言ってきていないわけではないですか。ということは、そういう状況を議会改革としてやってきたということが、一つ議会の中で共有されている事実だと思うんです。この条例に関しては、基本的に今までやってきた議会改革のことを整理するということですから、「少数会派の活動を保障する」ということを入れること自体、何ら問題はないというか、それこそが現状の小金井市議会の議会改革の結果をまず表していると思うんですが、質問の方だけ答えていただければ。

○中山議員 小金井市議会においては、以前からどうであったかというのは、私も議会の中にいませんでしたので分かりませんが、先輩方の議員の方が伝統あるとおっしゃっているので、そのようにされてきたのかなとは考えています。今、私が問題にしているのは、まず会派の考え方なんですけれども、これは基本的に議会運営をスムーズに行うための一つの単位で、会派間でいろいろと議会運営について協議をすること、もちろん政務活動費のこともありますが、協議をすることがまずメインになっているのではないかと考えています。

その上で、会派代表者会議というのは、基本的に各会派からその人数に応じて1人ないしは2人もしくは3人というような形で代表者を送って、そこで議会運営のいろんな協議をしていくというような中で、例えば5人会派、4人会派からは2人のメンバーが出ると。それから、一人会派からは1人のメンバーが出るということで、現状、会派代表者会議におきましてはそういった形で人数配分がされていて、結局一人会派の数とか、いろんな議論の中で、本来であれば4人、5人の会派は議員が4人、5人いるわけですけれども、その中で、例えば会派代表者会議の中で多数決なり大勢の意見を取り上げるということになれば、実際にはそういう流れになっていると私は思っています。その上で、オブザーバー参加のような、重要な案件については参加が認められておりますが、結局一人会派の方はそのまま会派代表者会議に入って、いろいろと話を直接聞けるということと、それから、多数会派の方では、参加していないメンバーは直接ではなくて間接的にその話を聞くということで、こういったところも、議会運営上、人数が多くなったり、全員の協議になるとなかなかまとまらないこともありますので、そういった妥協案、一致点を探るためにもそういう運営になっているのは仕方ないとは思っていますが、そういった違いがあるのではないかと考えています。

○森戸座長 これはどうしても削れないというのが斎藤議員からのご意見ですが、どうしますか。不一致なので、これは削除しますか。どうしても埋められないものになってくると、歩み寄りをどうするかなんですよ。

○片山議員 先ほどから会派代表者会議の在り方についてのことが言われているんですが、これは前期の議会の中で一致してこういう形に変えているはずなので、それは今ここで蒸し返す話ではないと思っています。

○森戸座長 中山議員は、白井議員の質問に対し

て、そういうふうに少数会派が尊重されているという実例を言われたということですよね。

「少数会派」という言葉がどうしても入るのはまずいんですかね。

○中山議員 何度も同じことを言いたくないので、簡単に言いますけれども、少数会派だとか多数会派だとか、そういうところにこだわるのではなくて、全会派一致とか、一人だろうが複数だろうが、公平にきちんと活動を保障されるべきだというのは自由民主党も同じ考え方なので、あえて少数会派を明記する必要は僕はないのではないかと考えています。

○斎藤議員 私は、この条例は小金井市の議会基本条例ということで、小金井市議会の中で行われなかったこと、保障されなかったことをここに明記していくということが大事だと思っていて、委員外議員の出席というのは、もちろん委員の多数が認めた場合ということになっていきますけれども、本来私は認められているものだと思っているんですよ。各委員の発言だって、委員の許可がなければ発言できないんですよ。それと同じように、議員を送っていない会派が委員外議員として発言する場を封じられるということがあったという、なぜかわいことがここであったんですよ。そういうことが二度とないように、ここには入れるべきだと私は思います。

○中山議員 議会運営は一定のルールに基づいてきちんと協議されてきて、私は民主主義は保たれていると考えていまして、自由民主党も同じ考え方であります。したがって、少数会派をなぜここで明記しなければいけないかというところに関しては、了承はできない。逆に、明記することが少数会派を優遇するのではないかと考えますので、そこは了承できないということです。

○森戸座長 すみません、座長としては、両方明記したらどうかと思っているんです。「一人であっても多数であっても、全会派の活動を保障し、

会派間の公平性を確保しなければならない」、C案で両方がくくれるのではないのでしょうか。「一人であっても多数であっても、全会派の活動を保障する」という言い方では難しいんですか。

○中山議員 会派で協議しないと分からないです。即答できないです。

○森戸座長 自民党の案に加えるんですよ。

○中山議員 だから、それが「少数会派とか多数会派」を入れること自体がどうなのか。

○森戸座長 だから「少数会派」ではなくて、「一人であっても多数であっても、会派としての全会派の活動を保障し」というように変えたらどうでしょうかということなんですよ。C案でいくんですよ。C案でいじらない。C案を尊重しながら、しかし少数会派の活動を保障してほしいという一人会派からの声もあるので、そうだとしたら、「一人であっても多数であっても、全会派の活動を保障し、会派間の公平性を確保する」という言い方ではお互いに妥協できないんでしょうかと。

○斎藤議員 ちょっと考えてみますので、中山議員の認識をお聞きしたいんですけれども、委員会の中で委員が委員長に対して発言を求めることと、その委員以外の議員が委員外議員として発言することを許可を求めることとの違いというのはどこにあるんですか。それを教えていただけますか。どういう認識なのかと、そこを何か中山議員は一人会派が優遇されているところだというようなことを先ほどおっしゃっていたので、是非お願いします。

○中山議員 ちょっと意味が分からなかったところもあるんですけれども。

○森戸座長 では、もう一回言ってもらえますか。

○斎藤議員 議員が発言するときには、本会議にしろ、委員会にしろ、議長もしくは委員長に発言を求めて、その許可がでないと発言できないんですよ。その委員会に所属しない議員が委員外議員として、これは認められていることですよ、発

言を求めたときに、その委員会がその議員に対して発言を許可するというのと、委員長が委員の発言を許可することの違いというのがあるのか、ないのか、その認識をお聞きしたいんです。

○中山議員 議会運営上、委員長がどういう基準で何をお考えになって判断するかというのはあるとは思いますが、基本的にその発言を許可するのは、例えば委員会であれば委員長であり、そして本会議等であれば議長であると思っています。その発言を許可するかどうか、つまり委員外議員の方が委員会の中で発言を申し出て、その発言が許可になるかどうかというのは、そのときの委員長の判断でありますので、私はその規定に（「委員会採決」と呼ぶ者あり）ごめんなさい、だから、その場合は委員長の判断と、それから割れた場合には委員会採決ということであれば、ルールにのっとってやっているわけですから、そこは問題ないと思います。

○斎藤議員 ルールは、委員長の許可があると発言できるというルールですから、委員長が委員に対する発言を許可しないということも、これもルールだからしょうがないという考え方ですよ。そういうことになりますよね。

○森戸座長 斎藤議員がおっしゃりたいのは、委員外議員の発言がルールで保障されているにもかかわらず、多数決で委員会が否決をすれば委員外議員の発言はできない。だから、一人会派の人は三つの委員会には会派としては出られないわけですよ。ほかのところで意見を言おうと思って、委員外議員の発言の申出をしても、ルールでは許可できれば発言できるんだけど、そのように実態はなっていない。したがって、少数会派が尊重されるとか、条件がいいとか、そういうことではないのではないですかということを斎藤議員が言いたいわけですよ。だから、そこをくみ取っていただきたいと。

それで、この議論を始めると延々に続くので、

申し訳ないんだけど、今、私が言った「一人でも多数でも、会派の活動を保障し」ということでまとめるわけにはいかないのですかということをおっしゃっていますので、中山議員、その点どうですか。そういうまとめ方で。

○中山議員 これは会派で持ち帰って協議させてください。

○森戸座長 では、皆さん、いかがですか。一度持ち帰っていただいて、斎藤議員も考えたいということでもありますので。

○宮下議員 今、持ち帰りの担当は私なので、ちょっと確認しますが、持ち帰るのは、ナンバー18のC案で持ち帰っていただく、そういうことですよ。

○森戸座長 そうです。C案に「一人でも多数でも」という言葉を入れると。もう一回言いますよ。C案でこのようにしたいと思うんです。「議会は、議会運営等において、一人でも多数でも、全会派の活動を保障し、会派間の公平性を確保しなければならない」。

○小林議員 すみません、私から言うのもおかしな話なんですけれども、方向性はその持ち帰りでもいいと思うんですけれども、民主党の代替案のところに、公平性というのが分かりにくいというご提案があって、私も読んでいて、それはあるかなと思っていて、なので、「一人でも多数でも、全会派の活動を保障しなければならない」という打ち切りという選択肢も持ち帰りの中にあってもいいのかなと感じたんですけれども、公平性うんぬんは触れない。

○鈴木議員 今、思わず小林議員に補足していただいて、ありがとうございます。そうなんです。「公平性」の定義というところが少し心配なんです。

○森戸座長 ただ、前の文章にも「公平性」と出ているんですよ。だから、それを言い始めると、ちょっとまとまらないと思っているんです。

○**小林議員** 言い始めるということではなくて、提案として触れていて、持ち帰りて閉じてしまうところだったので、ここで触れるのか、持ち帰りの中に入れておくのか、しないとということですか。

○**森戸座長** 座長提案はC案ということなので、民主党には申し訳ないんですが、「全会派の活動を保障する」だけの文言にはならない。そういう議論はしてこなかったんで、また新たにということになると、それこそ延々に決まらないと思いますので、できましたら「会派間の公平性を確保しなければならぬ」というC案で持ち帰りをお願いできないか。（「今の整理でということですよ」と呼ぶ者あり）そうです。

○**鈴木議員** 公平性については、ここではC案のとおりでいくということですね。

○**森戸座長** そうです。

○**鈴木議員** そこはこだわるところではありませんので、今の座長の整理でいいのかなと思います。今のC案プラス、「一人でも多数でも」ということを挿入したところで持ち帰りということですね。これが確認できればオーケーです。

○**森戸座長** ですので、これは民主党から提案いただいているんですが、申し訳ないですが、では、C案の持ち帰りをお願いしたいと思います。補充を入れて。

では、次に行きます。第4条第4項であります。これは正副座長としては、Bで行かせていただきたい。削除するという事です。共産党と生活者ネットワーク、市民自治こがねいが前回提案のとおりということで、会派代表者会議を入れるべきだというご意見があります。ただ、多数は削除してほしいということでありました。現状の状況からすれば、会派代表者会議の公開ということにはなかなかないのかなということがあります。もし公開ということになれば、その部分は議会運営委員会の方で議会改革で議論していかなければいけないのかなというのがありますので、

できましたら現状を維持するという事で、B案でいきたいと思っております。

○**板倉議員** 事務局に確認したいんですが、この現在の素案たたき台の中で、「会派代表者会議」という言葉をここで削除した場合、ほかのところではもう出てこなくなっていますでしょうか。なぜそういうことを聞くかということ、議会基本条例に登場しない会議が存在することになるのかなという思いがあるので、それを伺っているんです。

○**飯田議会事務局次長** 今までもこちらの方の規定にはなくて、ハンドブックの申合せのみに規定しておりますので、ほかのところとの整合性というのはここでなくてもとれていると思っております。

○**片山議員** 多数がそういった形で、座長の提案がBということであれば、それは仕方ないと思っておりますけれども、ただ、今、板倉議員がおっしゃったように、何かどこかに入れようかという提案が確かありましたよね。それがどこだったかというのを確認できればと思っているんですが。

○**飯田議会事務局次長** 会派代表者会議につきましては、法廷の会議ではなくて、事実上の会議ということで、そちらについてはこちらの規定ではなくて、申合せ事項の方で決めているという形だと思います。全員協議会については会議規則の方で定めているわけなんですけれども、事実上の会議としてこちらの方に名称が書いてあるわけですのでございますけれども、会派代表者会議の方については申合せ事項の方で決めているということでございます。

○**片山議員** 今、規定されているところではなくて、この議会基本条例の中でどこかで定義するとしたら、逐条解説に入れることができるのかどうかということですか。

○**飯田議会事務局次長** 逐条解説にどう載せるかということですが、もちろん、「会派代表者会議」という名称をはっきり載せてしまうことによって支

障が出るのか、それとも会派で協議する場を別に設けていますみたいな形にした方がいいのか、そこはこちらでも研究したいと思いますけれども、何らかの会派で話し合う場があるということを逐条解説に載せるというのは構わないと思うんです。ただ、逐条解説に「会派代表者会議」とまではつきり載せてしまうことについてはちょっと研究をしたいと思いますけれども、何らかの文言で載せるということはよろしいのかなとは思いますが。

○片山議員 多分、委員会協議会についてもそのような形、別のところかもしれないですけども、「委員会協議会」という言葉を抜いて「全員協議会」という形にしたと思いますので、それについては多分また逐条解説でという話があったかと思うということだけを確認しておきたいと思います。

○飯田議会事務局次長 確かに「委員会協議会については傍聴を認める」ということで、逐条解説に載せるという形でこちらで合意されたかと思えます。会派代表者会議の載せ方については、こちらの事務局でももう少し、現状の問題がないよう範囲までどう載せたらいいかというのは研究させていただきたいと思いますけれども、何らかの言葉で載せるという方向性ではよろしいのかなと思えますが、ちょっと研究させていただきたいと思えます。

○森戸座長 前回は申し上げたんですが、地方自治法第100条第12項の調整と協議の場として、会派代表者会議も位置付けられたんです。ただ、小金井市議会の会議規則では、それをうたっていないということがあります。不一致になっていますから、その点で言えば、議会改革の分野になっていくのかなど。議会運営委員会で議論していくマターかなと思いますので、不一致で受け入れられていない会派の方々でそこはご判断いただけないかと思っております。

○水上議員 ここまで議論してこの結果になっているので、この結果については踏まえたいと思う

んですけれども、削除するということについては会派で一応確認しておきたいと思うので、そういう方向で持ち帰らせていただきたいと思います。結論をきちんと出して報告したいと思います。

○森戸座長 削除する方向で持ち帰っていただくということですね。

あと生活者ネットワークはいかがですか。大丈夫ですか。

○林議員 生活者ネットワークは、一度第4条からは削除して、第5条の中に「その他全ての会議」ということで何らか残せないかという提案をしたんですが、その部分はもう前期のところで議論が既に終わっていたということが後で分かりまして、であれば、現状やられている、今もこの議論の中で会派代表者会議という言葉は当然のように出ているので、現状残すようにということで提案をしました。ただ、大勢はそうではないということなので、もう一度会派の方で確認をして、削除の方向で確認をしたいと思っています。

○斎藤議員 四者協議はどうなんでしょうか。会派代表者会議をそこまで皆さんいろいろこだわる方がいらっしゃるとすれば、四者協議はどうするのか。あとは（「正副委員長会」と呼ぶ者あり）そうですね。それも含めて、会議全て公開というところになりますし、あれは今、議員懇談会と言っているのか、何も決まっていなくてゼロからスタートするときの人事の会議、そういった事実上の会議というのはたくさんあるんですよね。ですから、それを全部基本条例に載せるというのは、私は無理なんだろうと思うんですという意見で、意見だけにします。

○森戸座長 分かりました。そういうご意見があったということで、共産党が持ち帰りたいということでもありますので、次回までにご返事を頂くということで持ち帰りにしたいと思います。あの方方はよろしいということですね。

では、次に行きます。第5条です。

○宮下議員 すみません、今、持ち帰りという言葉で、担当なので、今の持ち帰りは共産党だけの持ち帰りですね。

○森戸座長 共産党だけ、あとは一致しているということです。ごめんなさい、生活者ネットワークも持ち帰りです。

○宮下議員 はい、分かりました。

○森戸座長 ごめんなさい、生活者ネットワークと共産党が持ち帰りということでよろしいですね。これで一致するというので持ち帰りですよ。基本的にはまた新しいことを出さないよ。

次に、4ページのナンバー20、第5条第1項があります。第5条第1項については、Aが多数であります。みんなの党とこがねい市民会議が「秘密会」という言葉を入れるべきだということです。改革連合と民主党が何も入れないというところがありますが、正副座長としては、A案でいきたいと思っております。A案多数でありますので。皆さんからご意見がありますでしょうか。これを改選前に議論するとき、「秘密会」というのはよっぽどのことだということで、そのよっぽどのことを私たちがあえて入れる必要があるのかと、あと法律でうたわれているということなどもあって、そういうご意見もある中だったんですが、だから「秘密会」という言葉そのものは入れないということだったんです。ですから、百瀬議員と齋藤議員、いかがでしょうか。

○齋藤議員 そうすると、すみません、また議論は戻ってしまうのかもしれないんですけども、「公開しない本会議、委員会、全員協議会」というのは何を指して言っているのかよく分からないんですけども、どなたか分かる方いらっしゃったら教えてください。

○飯田議会事務局次長 1点補足させていただきますけれども、全員協議会というのは秘密会という概念がなくて、事実上の会議でございますので、本会議と委員会については秘密会というのがござ

いますが、全員協議会にはないという形で付け加えさせていただきます。

○森戸座長 ただ、全員協議会も秘密会にする場合はあります（「公開か非公開か」と呼ぶ者あり）そうですね。

○飯田議会事務局次長 こちらのB案の「本会議、委員会及び全員協議会」について、全員協議会も秘密会というものがあるかのように見えるわけでございますけれども、全員協議会については秘密会というのはございませんで、会議を公開しない場合は非公開という形になるかと思えます。

○森戸座長 そういうことでありまして、民主党、改革連合、Cという案も出ているんですが、A案でまとまることはできないでしょうか。大丈夫ですか。

鈴木議員はいかがでしょう。現状の運営を反映したと。

○鈴木議員 基本的に現状の運営を反映したいという意見でありますので、A案でも大丈夫かなとは思っています。

○五十嵐議員 改めて言いますけれども、要するに理由を明らかにするときの理由の明らかにする仕方が難しいかなと思って、それを書かない方がいいかなという判断でCにしたんですが、それは対応の仕方で何とかなるかなと思いますので、A案で結構です。

○百瀬議員 市民にとっては公開しない場合というのはどういうことかというのは、このAだと分かりにくいなということで、Bにしたんですけども、大勢がAということであれば、特にBにこだわることはありません。

○齋藤議員 まだ私の質問にどなたもお答えいただいていないんですが、では、条文の書き方を考えまして、全員協議会を別にして、本会議と委員会の中で公開しない会議というのは何があるのか教えてください。

○五十嵐議員 むしろ何があるのかというよりも、

案件ではないでしょうか。個人のプライバシーに関わることを議論しなければいけないとか、そういう案件によって、その部分だけは非公開とするとか、公開しないとか、そういう扱いではないかと思えますけれども。

○森戸座長 だから、基本的に秘密会になるんですかね。

○飯田議会事務局次長 今、五十嵐議員がおっしゃられたような形の、全部ということではなくて、その案件の審議の中で、ここのところは個人情報に触れるからということで、その部分だけということで、採決については公開という形にほかの市の例はなっております。秘密会というのは、個人の秘密等、基本的人権を侵害する場合や、重要事件で当該団体の利益を著しく損ねる場合等に開くものであることとは解説書などには載っているようでございます。

○森戸座長 それで、A案の場合は、そういう秘密会も含めて公開しない場合に、その理由を明らかにしなさいよと、するんだよということをうたったんですね。B案の場合は、「公開することが適当でない場合は秘密会とする」という言い方になっているということで、適当でない判断した場合に秘密会ができるよということです。そういう違いがあるかなと思っていて。

○水上議員 一応持ち帰ったのはA、B、C案でどれにするかということだったと思うんですよ。論点としては、非公開の場合の理由の扱いをどうするかということだったと思うんですよ。基本的には秘密会だと思うんですけれども、僕らの判断としては、A、B、Cの中で、「理由を明らかにする」という文言が一つ入っていた方がいいということと、秘密会ということなんだけれども、条文に余り具体的に入れなくても、「公開しない場合」という形に含まれるので、僕らは特に突き詰めて、秘密会以外どういう場合があるのかみたいなことでの議論はしなかったんですよね。A、B、

C案で見たときに、理由を明らかにするということが入っているのがA案なので、私たちはそういう観点で選んだということなんです。そういう持ち帰りだったのではないかと私は思っていて、新たにまた条文を考え出すと、公開しない場合は秘密会にするかどうかという議論が始まってくると思うので、そういうことだったのではないのでしょうか。だから、私たちはそういう判断でA案という形にしたということです。Bだと、理由を明らかにしなければならぬということが入っていないので、だから私たちはA案ということにしているということなんです。

○五十嵐議員 そうすると、B案を主張される斎藤議員の場合は、秘密会というものがあるんだから「秘密会」でいいではないかと。そうすると、全員協議会は、先ほどの説明だと秘密会はないということになると、このままの文章ではこれもまたちょっと適当でないということになりますよね。全員協議会だけ取り出して、「全員協議会は公開することがない場合は非公開とする」みたいな文章になっていってしまいますよね。そういうこともあるので、A案の方がそつなくまとまっているかなと思ったんですけれども。

○斎藤議員 理由を明らかにできない可能性というのも全くゼロですかね。私は分からないんですけども、そういうことも出てくる可能性というのはあるのではないかと思うんですよ。そうすると、この条文に縛られて十分な対応ができないということも出てくるのではないかというのを、私は心配しているだけです。

○森戸座長 明らかにできない場合があるのではないかということですか。「公開しない場合については、その理由を明らかにするよう努めるものとする」というのはどうですか。義務規定だとかなりきついですよね。ただ、斎藤議員の危惧も含めて考えると、余り縛ってしまっていて……。

○鈴木議員 今、斎藤議員が言われたような危惧

も含めて、民主党はC案でということなんです。そうなんです。ということなんです。いろいろ考えたんですけども、あえて触れない、どちらにも触れない。

○森戸座長 そうなんです、A案多数なので、そこはA案でいく方向でご検討いただきたいと思うんです。斎藤議員からの危惧もあったので、「しなければならぬ」と言うのと、ちょっときついかないというのもあるので、「努めるものとする」という……。

○宮下議員 もう何度も議論に出ているので、あえて言う必要はないかなと思ったんだけど、五十嵐議員がさっきおっしゃったように、非公開とするわけだから、中身に触れてはいけないわけですね。だから、「その理由を明らかにしなければならぬ」の意味は、中身が明らかにならないように理由を明らかにしなければということの一定の、逆に言えばある規定をはめておかないと、逐条解説でもいいので、規定をはめておかないと、この文言をうたった意味がなくなってしまうと思うんです。そういうことも大事なかなと思って。

○中山議員 宮下副座長のおっしゃるとおりだと思います。自民党はA案を言っているんですが、この時代に、個別具体的な理由ではなくて、何で公開できないかというその理由は市民の方に説明する必要があるのではないかと考えて、A案としたんです。ですから、個人的な情報を申し上げるのではなくて、例えば「これは個人情報に関することなので公開できない」とか、これから全く理由を説明しないで市民の方に対して会議を公開しないということは不可能かなと考えています。

○森戸座長 分かりました。ご意見を頂きまして、座長案の「その理由を明らかにするよう努めるものとする」ということではどうでしょうか。斎藤議員の危惧も反映して、あと、鈴木議員の危惧も反映して、そういうことでいかがでしょうかという提案なんです。「するものとする」か、「する

よう努めるものとする」と。「努める」でいいのか。その辺り、もし一致すれば、作業部会でまた文言の整理はしていただければと思うんですが、そういうことでいかがでしょうか。一致していただけますでしょうか。斎藤議員、いかがですか。

○斎藤議員 不本意であります、皆さんに合意いたします。

○森戸座長 鈴木議員はいかがですか。

○鈴木議員 「理由を明らかにする」というところで、この代表者の皆さんの意思というか、確認できれば、私たちはC案を主張したのは、公開しなくていいということではないんです。公開しない場合の説明の仕方については課題があると考えていたので、C案にしたわけです。公開しない場合についてというところで、今、座長がお示されたような意見には同意できるので、A案で私は構わないと思いますし、これを努力規定にするということであれば同意できるものです。

○森戸座長 分かりました。ありがとうございます。第5条第1項、一致いたしました。作業部会に送らせていただきます。

それでは、次に、今までは持ち帰り事項で来ましたので、今度は第5条第2項から入っていきたいと思います。よろしいですか。これはいいの。一致したんだね。1月29日に提案させていただいたので、第5条第2項は、これは「市民」で一致しましたね。なので、いいということで、次に第6条のところに入ります。あと、ここの上の題名は、白井議員から提案をいただいているんですが、まず内容から入っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

第6条で、座長提案で、第1項については、「議会は、議案・請願・陳情等について適切」というのが入っているんですが、これは削除してください。それで全体が一致しているような状況です。それで、事務局の方から若干、全体的に第6条のご意見を。

○飯田議会事務局次長 それでは、事務的に気がついたところをちょっとお話しさせていただきたいと思います。まず、第2項のところの「必要に応じて市民等の意見を聞く機会を設ける」ということですが、第5条のところでは先ほどご確認いただいたように、「市民が傍聴しやすい環境」ということで、「市民」という言葉を使っております。この「市民」というのは、市内の在住、在勤ということに限らずに広く捉えるということなので、この間、お話があつて、それで一致したかと思っております。そうしますと、こちらの第2項のところでは、「市民等」ではなくて、同じように「市民」という書き方で整合性をとる必要があるのかなと思っております。

それから、第3項ですが、「請願・陳情を提出した代表者はうんぬん」というところですが、こちらについては、こちらのハンドブックの56ページのところに、「請願・陳情代表者またはこれに代わる請願・陳情者」ということで、代表者だけではなくて、署名した別の方がかわって意見陳述を述べられるようになっております。そういったことで、こちらのハンドブックに文言を合わせる必要があるのかなと考えております。

あと、第3項のところについて、「委員会において陳述」というところですが、こちらはご議論いただくところですが、ちなみに26市の状況をご紹介します。26市で何らかの形で委員会あるいは委員会協議会での意見陳述の制度があるのは14市になっております。このうち、委員会で行っているのは、三鷹市、町田市、日野市、多摩市ということになっておりまして、ただ、多摩市につきましては委員会の中あるいは休憩中、どちらかという形になっておりますので、多分その陳述者が選んで、協議会の中ということでお選びになって、そちらで陳述するということも認めているのかなと考えております。

あと、現在、参考人制度を利用した場合ですけれども、公聴会参加者等の実費弁償に関する条例におきまして、日当を1万円支払うことになるという形でございます。

それから、事務的には委員会で参考人の出席を求めるということについて決を採って、議長名で参考人に対して、いつどこに来ていただきたい旨の通知を出す必要があるということになっております。

あと1点、申し訳ございません。第4項のところですが、「パブリックコメント」という文言を使っておりますけれども、市民参加条例や施行規則では「市民の提言制度」という言葉になっておりますので、こちらに合わせる必要があるかなと考えております。

○森戸座長 ということです。それで、第6条第1項、一つは、公聴会と参考人制度は分けるということで、これは整理したんですか。

○斎藤議員 その辺を作業部会2班で作ってもいいですよということで、本来は14日までと思っていたんですけれども、そこまではまだ考えていないということだったので、作業はまだしていません。

○森戸座長 そうですね、参考人と公聴会制度については、これは作業部会で行っていただくということでまとめて、まだ議論が途中でしたか。ある程度これはしましたよね。（不規則発言あり）ですよ、お願いをしてということになっていきますので、今日、作業部会2班の日程も決めていただいて、後でお願いできればと思います。

それで、第6条の一つは、事務局からご指摘をいただいて、第1項からいきますかね。「議会は、議案・請願・陳情等について誠実に審議、審査するものとする」と。これは第1項はよろしいですかね。問題はない。

○白井議員 前回もここで意見を言ったんですが、「誠実に」というのがちょっとニュアンスがよくわからなくて、具体的に書いた方がいいのではな

としては、「市民の声を反映」のくくりの中でも、「請願・陳情」と、それ以外のパブリックコメントとか政策提言のあれとか、そこはちょっと違うと思っていて、ですから「請願・陳情」というのを別に分けた方がいいのではないかとはいっていました。ただ、今、どのようにしたらいいかというのが、対案が出てきていませんので、申し訳ないんですが、というぐらいのところでは。

○森戸座長 前の右側を見ていただきたいんですが、前のは「公聴会」と「参考人」が一番先に来たんですよね。「市民の声を反映させる議会」ということになれば、請願・陳情が最も身近で、皆さんの声を反映できる手段であるということから、第6条第1項にその部分を持ってきたということだと思います。ただ、白井議員がおっしゃるように、ご指摘もいただいて考えると、「議案」を入れるとちょっとおかしくなるなどというのはあるので、入れる必要はないのかなと。むしろ、2の「議会は、議案・請願・陳情の審査に当たって市民の意見を聴く機会を設ける」という、これは議案も市民の意見を聴く機会を設ける場合もあるから、議論しますよということなのかなと思っはいるんですが。

○斎藤議員 この表題が「市民の声を聴く」というようなことであれば、そうなるんだと思うんですけども、「声を反映させる」ということであれば、議案の採決に対しても、その質疑、それから採決をするに当たって、これは市民の声を反映させる行為だと私は思っていますので、私は何の違和感もここに関してはありません。是非これで行きたいです。よろしくをお願いします。

○森戸座長 そういうふうに捉えるということですね。

ちょっと整理すると、片山議員の方で請願・陳情は別扱いだというお話があったんですが。

○片山議員 というのは、請願・陳情というのが制度としてあって、前の原案のときには第8条で

別枠になっていたの、「請願・陳情」というタイトルがあったんですよね。「市民の声を反映させる議会」の中にももちろん請願・陳情のことは書いてあったわけなんですけれども、ですから、請願・陳情というのを別枠にした方が市民にとって分かりやすいかなと思っはいたんです。多分前のところの意見でもそのように書いているんですが、ただ、大枠の一致でそういった形で「市民の声を反映させる議会」というところにくくっていく場合においても、どのように分かりやすくしたらいいかというのは、今、考えているところなんですけど、一番最初に持ってくればもちろん目立つということはあるんですけども、どうなのかなと。すみません、ちゃんとした対案がなくて申し訳ないです。

○森戸座長 では、百瀬議員、みんなの党はいかがですか。

○百瀬議員 片山議員と全く同じなんですけれども、小金井市議会の特色、陳情に関してはほかの議会にはない特色があるので、別立てに書くべきなのかなと。それとあと、生活者ネットワークの意見にもあるように、市民の権利として請願・陳情を出せるということもうたいつつ、なおかつ、我々は平等に扱って慎重に審議をするということの違う条文にするのが、強調されていいのかなと思っています。皆さんがもしこちらのところに入れるということになれば、それで合意できるのであれば、それにこだわるつもりはないんですけども、そうした場合、もうちょっと請願・陳情の扱いをはっきり明記することが必要なかなと思います。

○片山議員 例えば第6条にまとめていく場合にも、「請願・陳情」という項目を作るとか、第1項、「請願・陳情」うんぬんとしていくとか、区分けが分かるような感じにしていけばいいのかなと思うんですが、どうでしょうか。

○森戸座長 そうしたら、例えば第6条第1項と

して、「議会は、議案・請願・陳情について誠実に審議、審査するものとする」と。(1)、(2)で行ったらだめですかね。(1)で「請願・陳情の審議、審査に当たって、必要に応じて市民等の意見を聞く機会を設ける」、(2)として、「請願・陳情を提出した代表者うんぬん」、4を第2項にするということです。もう一つ言えば、第3項として、「議案の審議に当たっても市民等の意見を聞く機会を設ける」みたいな、そのように分けるというのはどうですか。

○片山議員 そこに、できればタイトルとして、「請願・陳情」とか、4の方はどう書いたらいいかは分からないんですけども、その中での小タイトルみたいな、何か区分けがあると本当は分かりやすいかなとは思ったりもします。

○森戸座長 そういう条文の項の中にタイトルがあるというのは、ちょっと難しい。ないんだな。もし請願・陳情を特筆させるんだったら、そういう項の中に号を作るという形の方が強調はできるかなということですよ。

12時になりましたので、しばらく昼食のため、休憩します。

午後0時01分休憩

午後1時05分開議

○森戸座長 再開いたします。

午前中に引き続いて、議会基本条例のたたき台案の議論を進めさせていただきます。

一つは、この組み立て方の問題がありました。それで、片山議員からは、請願・陳情ということをしきんと位置付けた方がいいのではないかとのご意見があったんですが、その点で、皆さん、いかがでしょうか。私が午前中に提案させていただいた、第1項として請願・陳情という形にして、(1)、(2)として、この2、3を当てるというやり方もあるのかなと。それと、パブリックコメントなどを含めて、条例提案や政策提言につい

ては意見を聞く機会を設けるとい、そういうやり方でどうなのかと。議案は議案として、これにも意見を反映させるということを述べる必要があるのかなとは思いますが。

それで、冒頭、すみません、私、全く申し上げるのが遅れておりました、副議長が雪の中、参加していただいておりますので、ありがとうございます。何か、副議長からご意見があれば。

ということで、私が言った方向でどうかと。まず、大枠の条文の作り方として。

○百瀬議員 一番最初のたたき台で、請願と陳情が第8条ということで別立てになっていた理由というのが、もし分かれば教えていただきたいのと、他の議会の条例がこのようになっているのか、あるいは、なっていないのかというのを、ちょっと、分かれば教えていただきたいと思います。

○森戸座長 他の条例で言うとならぬですか、流山市議会などはそのようにもなっていて……。

○五十嵐議員 ちょっと、皆さん、今を見ながら聞いていただければと思うんですけども、ちょっと、前のたたき台と新たな案とを見比べて、まとめ方の違いみたいな感じもちょっとしまして、前のたたき台は、公聴会制度とか参考人制度とか、市民の声を聴く機会を設けるとか、あとは、外からの声というか、議会外からの声を設ける制度を羅列してあるというのか、そういう印象のまとめ方で、請願・陳情というのは、そういうのとはまた別に書いてあるというまとめ方だと思うんですね。それが、確かに重なる部分があるので、新たな提案になっているわけなんですけれども、ここを、今、どっちがいいか見るには、ちょっと時間がかかるかなという感じがしてまして、このまとめ方をどのようにするのかというのは、ちょっとここでみんな、資料を見る時間を持つよりも、もしあれだったら不一致案の方に出してもらおうとか、両論併記でもいいから出してもらおうとか、そのように整理した上で、むしろ、この中身にっ

いて、ちょっと議論をした方がいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○森戸座長 ちょっと整理をしなければいけないんですが、百瀬議員のご意見ですね、請願・陳情を分けたところがあるのかどうかということと、分けた理由についてなんです、分けた理由は、そんなにないと思うんですが、ただ、きちんと位置付けようということだったかなと思いますね。きちんとうたっておいた方がいいのではないかと。ある意味、議会にとっては議案、請願・陳情の審査というのが重要な役割なので、これをうたいましょうということだったかなと思っています。

他の市議会では、この請願・陳情については、そんなに特段、私が見る限りはうたっているところはないのかなと。多摩市議会はないですね。あまり請願・陳情だけを特段というのではないと思うんですね。ただ、片山議員がおっしゃったように、小金井市議会は請願・陳情を大事にしている、三多摩の中でも特筆すべき請願・陳情件数があるということを含めて、しかも、前も申し上げたように、趣旨がはっきりしていれば、形態が整っていれば、議長が受理をして審査するということがありましたので、そういう意味で、請願・陳情の位置付けをはっきりさせたと。

○中山議員 各党派のご意見を拝見しますと、ほとんどの大半は、第6条に組み込んでもいいというようなご意見があるんですが、どうしても分けられないといけないという理由がきちんとあって、こうしたいというようなご意見があるのであれば、自民党としては、まとめていく方向で検討するというのであれば、それは、別に分けることを検討しても構わないかなと思います。

○森戸座長 請願・陳情を別にということですか。

○中山議員 ええ。ただ、今の段階で、第6条に組み込むというような方向でご意見が多いのであればですけども、どうしてもということであれば、一定、検討はできるのかなと。

○森戸座長 はい、分かりました。

前の議論の中では、請願及び陳情を政策提案として受け止め、適切、誠実にこれを審査するものとする。市民からの政策提案だという書き方をしていたんですよ。それが長いという、そういうご指摘もあって、「政策提案として受け止め」というのを削ったんですね。だから、それで、適切・誠実にみたいなことが残ってしまったと。

だから、本当に言いたかったのは、市民からの政策提案なんですよ。以前、請願・陳情という言い方はやめてほしいという陳情が出たことがあったんですね。議会改革でもそういう提案があったんです。「お願い」というのは明治時代の話であって、今日において、議会にお願いなんていうことにはならないだろうということで、この請願・陳情という言い方、地方自治法にうたわれて、憲法もうたっているんで、なかなか変えられないんですが、ただ、各議会で独特の言い方をすることはできるだろうと。だから、市民の政策提言書みたいな言い方もあるんですけども、ちょっと、今の時代に、陳情すると請願するという言葉自体が問題があるねという議論は、かなり前からあったことはあったんですが、そういうことはあるんですが、そういう意味もあって、市民からの政策提案だということを、以前の文言では入れていたんですけども、これを削除したということですね。

だから、五十嵐議員がおっしゃるように、もう少し中身の問題で話をするということは重要なと、中山議員からも、分けてもいいですよというお話もあったんですが、整理すると、ちょっと、分け方の問題は別として、そういう議論をした方がいいかなと。請願・陳情を、どう私たちが受け止めて、どのように対応していくのかという議論は必要なのかなと思いますね。

○中山議員 そういうお話であれば、これは、私なんかは、請願・陳情という言葉に関しては、いわゆる業界用語という言い方が正しいかどうか分

かりませんが、ちゃんと、法令に規程されている言い回しですので、これは条例ですから、そういう意味で言うと、正式な法令にのっとった言い回しであるという解釈の上で、そのまま使うというような形でいいのではないかと考えます。

○森戸座長 まあ、大体そうだと思うんですね。

で、形態をどうするかというのは、では、もう少し後の問題として、不一致のところの、作業部会第2班で議論することもある話ですよ。公聴会、参考人制度との関係であるわけで、問題は、中身として、ちょっと提案があったので見ていきたいと思うんですが、一つは、議案、請願・陳情の審議・審査に当たって、必要に応じて市民の意見を聞く機会を設けるということですね。

それから、もう一つは、請願・陳情を提出した代表者もしくは、それに代わる請願・陳情者が、趣旨について委員会において陳述することができるという課題。

それから、パブリックコメントや関係者との懇談などの問題ですね。どこから行きますか。

○五十嵐議員 一つは、請願・陳情を提出した代表者という言い方ですね。議会事務局の方から申し合わせ事項でしたか、そちらの方の言い方はこうだと。確かに、こういう代表者ということになると、本当に代表者を指してしまうので、ほかの人ができないことになってしまうので、私も気にはなっていたんです。そうしたら、代表者等という言い方はどうかというのがあったような気がしますので、その文言を整理することと、あと、委員会において陳述するというのが、やはりちょっと気になっているところなんですね。委員会なのか、協議会なのか、ここをちょっと議論したらどうかと思うんですが。

○森戸座長 では、第3項からいきますか。

先日、宇治市議会に行きましたら、宇治市議会は参考人制度で、来てもらって陳述してもらっているということでした。ああ、それができるん

だとちょっと思ったんですが。

○五十嵐議員 私は、実は協議会のままだいいんじゃないかと言わせていただいているんですね。要するに、正式な委員会になることのメリットは、これまで聞いた、それがいいという方の理由としては、やはり、発言の重みみたいなところをメリットとして挙げられていると思うんですね。ただ、委員会ということになると、やはり、費用弁償だとか事前手続だとか、そういうことがたぶん、出てくるだろうと。

それで、参考人制度というのを活用するという宇治市の例も、ちょっと、そういうこともできるのかとも思ったんですけども、ちょっと、それも趣旨としてどうなんだろうという思いもあるんですね。というのは、参考人制度というのは、こちらの議会の方から来ていただくということだと思わなければならない、陳述するというのは、むしろ、請願する方から、説明したいというようなものではないかと思うんです。そういう意味では、ちょっと、それで当てはめるのも無理があるのではないかなという感じがしているのと、実は、私は、協議会の方がいいのではないかと考えている最大の理由は、手続が煩雑になる事によって、気軽に利用しにくくなるということもあるかなと思っていまして、何日か前にはちゃんと届出をして、本会議で確認をして、認めて、それで委員会を始める前には、たぶん、出席者が誰という様々な手続をした上で臨むことになるだろうと思うんですね。

そうすると、例えば、今だったら、前日までに申し出て下さいというような形で、割と気楽に、誰が出ようとか、話そうかということも、たぶん、書いてあったら相談できると思うんですけども、それも、もう事前にそういうことを決めておかなければいけないとか、そういう意味で、利用する側にとって、かなり面倒というか、ハードルが高くなるんじゃないかなということ、ちょ

っと懸念してまして、それで、委員会において陳述するというのは、実態としてどうなのかなという疑問を持っているということです。

○齋藤議員 五十嵐議員のおっしゃること自体はよく理解できるんですけども、それは、申し訳ないんですけども、議会改革の方でやっていただいて、ここは、とりあえず協議会という形で進めていって、議会改革の方で、委員会の中でやるんだということであれば、文言を差し替えればいいことで、この場では、是非、その中身の議論をやっていくと、それだけで半年かかると思っていますので。

○五十嵐議員 そういう整理なら、そういう整理で結構です。

○中山議員 私も、その議会改革の中で取り扱ってほしいと思っているんですが、1点、やはり、今の現状を条例に盛り込もうという齋藤議員のご指摘もあって、今、現状は、協議会で陳述をやっていくということもあって、私は、現状に即した形で条文の文章を作り込む必要があるのではないかなと考えています。

ですから、議事録に載せないといけないからとか、そういう、先ほどの議会改革で議論するようなこととは別に、現状、今、どうなっているかということ踏まえて作り込んでほしいのではないかなと思っています。

○片山議員 ただ、前回の議会で、委員会において陳述するという事は一致しているんですね。ですので、前回の議会にいた方々の中では一致したものではないかなと、私は思っているところです。

○中山議員 ええ、一致していると思います。それで、その中で、要は条文をどう作り込むかという話だけだと思いますから。

○白井議員 ちょっと教えていただきたいんですが、前回、委員会ということで条文に明記することで一致したというのは、もう、協議会ではなく

て委員会で陳述してもらうことを、議会改革としてするという事を、確認を取った上で、この委員会という明記にしたのでしょうか。その辺はあまりいまいだったんですか、いかがでしょうか。

○森戸座長 議会運営委員会で議会基本条例を議論していましたので、全体的には、委員会で行うということで一致したということではあるんですね。

○宮下議員 確かに、たたき台の中では、委員会において陳述というのは入っているのですが、これはこれで、一定の一致は見ているのは確かなんです。ただ、金額が発生するであるとか、扱いをどうするか、やはり、法律に基づいてどうなっていくとかいう深い議論まではできていなかったもので、そういう意味では、その通りに、何が何でもまとめなければいけないということにはならないと思うんです。

○森戸座長 委員長のコメントの中で、「請願・陳情提出代表者の陳述は、これまで委員会協議会で実施していたが、正式委員会になったことで、具体的な方法など、今後の課題とする。」というまとめ方にはなっているんです。ですから、課題などを整理するという事なのかなと。改正前の一致点から言えば、片山議員がおっしゃることも、そういうことなのかなと。

○齋藤議員 申し訳ないんですけども、その議論、それで一致して、今現実、それでやっているんだとしたら、それはそれでももちろん従いますけれども、そういう言い方ではなくて、今後、やろうというところで、条例自体が制定できなかったという状況の中で、今、新しい構成でやっているんですから、是非、そこは新しい議員の構成でやっているということを忘れないでいただければと思います。

ですから、私はどちらでもいいんですよ。いいけれども、それを議論すれば、私もいろいろ意見はありますけれども、それだけやっていけば、恐

らく、それだけで結論を出すのに何か月かかると
思いますよ。とりあえず、それは今、協議会でや
っているんだから、協議会でやるという文言にし
ておいて、並行して、議会改革の中で、それは委
員会の中でやるんだということになれば、文言を
差し替えるだけのことですから、是非、代表者会
議の中では、その部分に関しては、中身について
はあまり言及しない方がいいのではないかなと思
いますが。

○森戸座長 そういうご意見もありまして、どう
しましょうか。全体が一致して、議会改革として
議会運営委員会でやっていただくということに
……。

○片山議員 そういう方向なら、それはそれでい
いんですけども、ただ、先ほど委員長がコメン
トとして書かれていることは、これは課題として
取り残されたということで、先ほど、五十嵐議員
からも意見とか、そういったものが出てきている
という状況なので、また、参考人でやったらどう
かというような意見も出たりしているところでの、
そういった議論をここで多少してもいいのではな
いかなと、私は思います。

○斎藤議員 それであれば、条文の整理を先にや
りましょうよ。その辺の議論は、全部終わって、
あと、文言をどうするかというときに、その議
論を深めるという形でやったらいかかなと思
います。

○森戸座長 条文の整理。

○斎藤議員 今は、現状は委員会協議会でやっ
ているので、委員会協議会という文言にして、条
文の整理、作り込みをやって、それと並行するなり、
この協議会の中で、全部終わった後に、その中身
について、これは委員会で作るんだということに
なれば、その文言だけ入れ替えればすむことなの
で、私は、現段階で、まだ条文の整理できていな
いこの段階で言えば、委員会協議会ということ
でやっていただきたいと思います、そういう進め方を是非、

していただきたいと思います。

○飯田議会事務局次長 前に、公開のところで、
原案、本会議、委員会、委員会協議会を原則公開
とするというところで、委員会協議会を抜かす
という形になっております。ですから、現在、こ
ちらの条例には、委員会協議会というのがどこ
にも規定されていない状態になっております。

それで、ここで、そういう委員会協議会とい
うのを文言として条例に出すと、何回も申し上げ
ているところなんです、公開の原則という形にな
ってくるかと思えます。会議録の作成、あと、公
開、報道の自由という形になってまいります。そ
うしますと、他市の例、調布市などでは、必要に
応じて、その趣旨を聞く機会を設けますというこ
とで、委員会協議会という言葉は出さずに、そ
ういう機会を設けると言い回しをしているところ
なので、もし、現状、述べるということでした
ら、その方がよろしいかなと思っております。

○森戸座長 現状でいくか、委員会で行くかは別
にしても、議会が代表者の意見を聞く機会を設
けるということですよ。だから、そういう表現だ
ったら、あまり……。

○白井議員 それについては、以前、条文を提案
したときに、私はそのように一応、提案したん
ですけれども、そういうことも、以前言ってお
られたので、そのように提案したんですけど、ち
よつとスルーされてしまったので。

○森戸座長 白井議員の提案は、陳述する機会
を設けなければならないと。

どちらの立場に立って言うかですよ。議論し
てみると、全体は議会なんですよ。

あと、委員会でやるか、協議会でやるかとい
うのは、斎藤議員がおっしゃるように、議会運
営委員会で議論していただくというのは、それ
でいいかなと思うので、そういう整理にしたい
んですが、でも、今日は結論は出ないと思う
ので、持ち帰っていただくと。

いいですか、出ますか、第3項。議会は、請願・陳情者の意見を聴くことができる。聴く機会を設けることができるか。

小金井をおもしろくする会の提案は。（「申し入れがあった場合は」と呼ぶ者あり）ああ、申し入れがあった場合は、そうですね。この言い回しでも。

では、ちょっと言いますね。議会は、請願・陳情を提出した代表者から申し入れがあった場合は、その趣旨について陳述する機会を設けなければならない。どうですか。

○片山議員 そうすると、前回の議会のところで一致したものだというのは、これは、再び議会運営委員会で議会改革で出さないとだめだということになるんですか。委員会ということが一致したということでの前提で進んできたと思ったんですけども、それは改めて、また議会改革で出してから、議会運営委員会での議論をしてからということになってしまうんですか。

○森戸座長 たぶん、この場所で不一致だと思うんですよ。不一致だとしたら、もう一度、議会改革として提案する以外にはないかなと。改選前で一致していて、ここで一致するのだったら、それは問題がないと思うんですけども、ここで不一致になった場合は、やはり、もう一回差し戻さなければいけないかなと思うんですね。そういう整理にしないと、ここで議論してもいいんですけども、ちょっと、ここで議論していたら、なかなか前に進まないというご意見もあるので、できましたら、もう一回、議会改革で差し戻すと。どうでしょうか。

○斎藤議員 前の構成の議会の中で一致したんだろうと思うんですが、結局は、それを形に残してなかったわけでしょう。言ってみれば、実質的に審議未了、廃案という状態になってしまっているんですよ。新たな議会の構成の中で、またそれを作ろうとしているわけですから、一致しているも

のであれば、出してもすぐ一致するでしょう、それは。一致しないものはしないということで、それは、手続的に、どう考えてももう一度やっていただくしかないでしょう。

○森戸座長 審議未了と斎藤議員は言われたんですが、基本は、たたき台は、この一致したところを土台にしながら、更に議論を深めるということなんですよ。

ただ、ここの場所、新しい改選の議会だから、改選前で一致してもここで一致しないことはあるわけで、それは、どうするかと言ったら、もう議会改革でやっていくということになると思うんです。

○斎藤議員 今、一致したことを元という話は、申し訳ありませんが、私は、そういう取りまとめでスタートしたとは認識していなかったの、申し訳ありません。実態的に言えば、私が、たぶん、この中で、原案に対して一番尊重しながら進めていくのではないかなと、それぞれの発言を聞いていると思っているので、その話は、ちょっと私たちは承服できないですよ、そういうスタートの仕方自体が。

もちろん、たたき台ということで、たたき台にするということはいいですが、一致したものの、その上に付いているんじゃないじゃないですか。一致したことも、一致したということをとたたき台として、我々が配慮してどう考えるかということだけであって。だから、手続は改めて、審議未了みたいなものじゃないですか。

○森戸座長 いや、その理解は、審議未了という形ではないんですね。結論が出なかったんじゃないかと、たたき台までの結論は出たんですよ。

○斎藤議員 だけど、全体として作ることができなかったわけでしょう。

○森戸座長 できなかったけれども、たたき台までは練り上げようというところまでは作ったんです。

○齋藤議員 私たちは、それに参加していないんですよ。新たに参加しているわけですよ。だから、前の議会で一致したということは尊重しますよ。するけれども、私たちの意見も当然、あるので。

○森戸座長 そういうことです。

○齋藤議員 そういうことだったら分かります。ですから、手続は一からやり直しですということ。

○森戸座長 ただ、最初はこのたたき台を土台にしてという話だったんですよ。基本的には、新しい方で、理解ができないとか、いろいろなことがあれば、それはご意見を頂いて、また、新しい中でいいものが出てくる案もあるので、その中で議論をしようという話だったと思うんです。だから、たたき台が全部じゃないですよということは前提なんですけれども、しかし、大本の土台はここから出発しているということだと思うので、ですから、前のが審議未了だと言われると、ちょっと違うなど。

○齋藤議員 では、審議未了という言葉は撤回しますけれども、たたき台も、随分尊重しますけれども、ただ、そこで決まったんだから、もういいじゃないかという議論だけはやめてくださいということですよ。

○森戸座長 そうです。齋藤議員がおっしゃるとおりだと思います。

○片山議員 だから、今、スピードアップしようということで、恐らく、議会改革のところでの議論をしてくださいと、齋藤議員は提案しているわけですよ。私は、そういう意味では、それを尊重しようかなと思っているんですけども、ただ、その一致点から出発して議論を進めていくということの方が、議論のやり方としてはいいと思っていますので、ですので、この委員会においてということについては、少し新しいあれかもしれないけれども、課題を挙げながら、その課題について、幾つか、議論がここでできれば、ある程度進むのかなと思っていたので、この場での議論をしたら

どうかと思っただけなんです。

ただ、いろいろな意見もあるということで、この議論だと時間がかかるんじゃないかということでの、そういった形での整理であれば、それはそれでしょうがないなと思っているところです。

○白井議員 一致したということが、たぶん、いろいろな意味が混じっているような気がしています。条文として一致しましたということと、議会改革として一致したということが、何かごっちゃになっているような気がしているんですね。ですので、一致したものの、このたたき台を元に議論するというのは、当然、ここでそれぞれがそれぞれの思いを尊重しながらやっているはずだと思うんですけども、そこに、議会改革の一環でも含めて一致したことが入っているということまでが、たぶん、ちゃんと共有されていないような気がしまして、だから、一致した条文としては入っているけれども、これは、議会改革も伴って、条文を協議しているときにこれをやろうねということでも一致したんですよということを、もう少しはっきり言っていた方がいいのかなと。

○森戸座長 それは、議会運営委員会ではやろうねということで一致していたんです。ただ、課題を整理する必要があるねと。

○白井議員 今回の、これをたたき台にするときに、条文の中のここは、今、やっていないけれども、これで前回の議会ではちゃんと一致したことですということを、何となくうまく伝わっていないような気がしましてね。特に、前回いなかった我々というか、私もそうなんですけど。

それは何でかと言うと、さっき、前にこれは提案しましたよという条文の話をしましたが、これを私が作った理由というのは、事務局だったか覚えていないですけども、委員会というのが実態ではないというようなことを、何か事前に説明を聞いていたような気がするんですよ。だから、実情に合っていないから、こういう文面にしたら

どうかと私は考えて、こういう条文にした方が適切かなと、このように作ったわけですね。議会改革として一致したということ、強く受け止めていなかったと思うんです。そこをちょっと整理した方がいいのかなという気がしますけれども。

○森戸座長 議会改革でという名目でという位置付けで議論していたわけではないので、議会基本条例策定の議論の中で、委員会で陳述することは一致したと。ただ、課題があるのでそれを整理しようということだったんですね。委員会でやった場合に、さっき、出席者をどうするかなどのこともあったので、そういうことは整理する必要があるねということだったわけです。ある意味、そういう意味では、議会改革の一環だったと思うんですね。

ただ、新たに改選した議会になって、いろいろなご意見も出てくる中で、一致点はありつつも、しかし、協議会でやった方がいいという声も出ていますから、そこはやはり、もう一度、一致点は、前はあったけれども、今回はそうはならないという状況の中で考える必要がある。だから、もう一回、議会改革として、議会運営委員会の中で議論してもらわざるを得ないということだろうと思うんですね。ここで議論すれば議論するほど、止まってしまうんですよ、次に行かないんです。

○水上議員 だから、結局、たたき台があって、議論した上に、前回、各会派の意見を出したわけですね。だから、この協議会か委員会については、協議会が3人で、正式委員会が4人で、不明が3人だったと思うんです。今はどうか分からないけれども、協議会、委員会と拮抗しているような状況があって、ここでどうするかということになったら、やはり、協議会、正式委員会、どちらにするかということが、先ほど座長がまとめられたみたいに、明言しない形で、例えば、白井議員が出したみたいな形で、そういう申出があっ

たら機会を設けなければいけないという形にして、それが協議会なのか委員会なのか、この条文には、今の到達点では書けないという形で整理するしかないという方向しかないのではないかなと思うんですね。

あと、委員会にするのか、協議会にするのかというのは、今後の議会改革での議論に任せるということで、ここでの条文の整理は、一致しないわけだから、もし、協議会に出ている人たちが、正式委員会の方が1人多いからそっちに行きますということになれば話は別なんだけれども、そうはならないという状況なわけで、そういう折り合いをつけながら進めていくしかないのではないかなと、私は思うので、是非、その文言の整理をする必要があると思うんですけども。

○森戸座長 ということになっていくということで、ただ、先ほどの文言から言うと、委員会か協議会かという議論は、やはり、議会運営委員会で行っていただくことになるのと思うので、ただ、整理の仕方として、例えば、この議会基本条例策定代表者会議として、委員会でやるのか、それとも、協議会でやるのかご検討をお願いしますということ、議会運営委員会に投げ掛けてもいいんですよ。それで、逐条解説の中では、市民、どちらかの結論をきちんと入れておくということになるのではないかなと、そういう整理の仕方はいかがですか。

議会運営委員会の方にも、できる限り結論を出してもらうように。議会運営委員会は、宇治市議会を見てきていますから、ある程度、委員会での陳述についての具体例の認識は、議会運営委員会の中では一致しているので、その方が議論は進めやすいのかなと。ここで宇治市議会の話をしても、情報の落差があるので、ちょっと厳しいところもあるかなと思うんですね。

○片山議員 そうすると、その提案はどこかの会派がやるということではなくて、議会基本条例策

定代表者会議として……。

○森戸座長 議会基本条例策定代表者会議として提案させていただくということは、できますよね。

もし一致すれば、そのようにしたいんですが、どうでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、議会基本条例策定代表者会議として、委員会か協議会かどちらかということについて、議会運営委員会に投げるといことでよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）では文言はそのように、白井議員の文言をちょっと引用させていただいて、何か、行ったり来たりして申し訳ないんですけども。

続いては、パブリックコメントですか。これは、市民参加条例では、市民の提言制度という言い方になっているということなので、ここは、一致すれば、作業部会の方で直していただく分野になっていくのかなと思いますが。

○片山議員 この第4項のところの、パブリックコメントなどの「など」というのは、何を想定していたんですか。

○森戸座長 「など」ですね。（「アンケート」と呼ぶ者あり）そうですね、アンケートもあるし、白井議員の提案の、何か、（1）、（2）、（3）の……。

○白井議員 以前、1月8日の資料ですか、条文提案用紙で、ここに該当するところで、私が提案したのが、一応、私が提案したのは、以下のいずれかの方法で聞く機会を設けなければならないという条文だったんですが、一応、1から4まであって、まず、関係者との懇談会、二つ目がパブリックコメント、三つ目がアンケート、四つ目が、前項に掲げるもののほか、議長が必要と認めたものという形で、一応、提案はさせていただきました。

○森戸座長 そうですね、アンケートも含むということですね。アンケート、関係者との懇談会は前に入っているのかな。（不規則発言あり）そう

です、市民の提言制度ということで、先ほど説明を頂いた通りです。

○片山議員 今、白井議員がおっしゃったのが、ぴったり来ないんですけども、それを「など」のところに含めるのかどうかという、ここでの確認というか、合意というか、そういったものができるのかどうかを、ちょっと確認したいと思います。

○飯田議会事務局次長 そのことにつきましては、前回の議論で、アンケートですとか、その他の手法について、逐条解説に載せるというようなお話になっていたのかなと思います。

○森戸座長 逐条解説に入れていくということですね。

ここはどうでしょう、よろしいですか。

○白井議員 この、第4項、最後、「できる」となっているところが、やはり、どうしても気になるところでして、ねばならないという義務規定にすると、さすがに全ては当てはまらないということは、意見がありましたので、例えば、「設けることとする」とか、努力義務的な表現にしたらどうかということを提案したいんですが。

○森戸座長 そういうご意見がありますが、いかがですか。（「賛成」と呼ぶ者あり）賛成。いいですか。

4ですね、一番最後「意見を聞く機会を設けることができる」というのを「設けるものとする」、「設けるよう努めるものとする」。

○斎藤議員 「努める」ぐらいにした方がいいのではないかなと提案させていただきます。

○水上議員 私たちも、最初は「できる」という提案にしているんですけども、この議論は、議員提案のときのパブリックコメントの根拠がないという話があって、やはり、パブリックコメントが議員提案の場合もできるという根拠を作っておく必要があるということだったと思うんです。そういうことと、パブリックコメントなどをしな

ければいけないということになってくると、私たちがこの間出した、太陽光発電の条例案なども、パブリックコメントとか何とかやる必要があるということになってくると、議員の提案権そのものが制限されることにもつながってくるから、柔らかい言い方にしておいて、パブリックコメントの担保は取っておくという位置付けの条文にしたらどうかというのが提案だったので、何か、やらなければいけないみたいなことに、強くなってくると、ちょっとどうかと思うので、うまく、努力規定みたいな言葉にさせていただいた方が、変えるとしてもいいのではないかと思います。

○白井議員 たぶん、どっちに寄っているかだと思うんですね。言葉の表現としては、やらない的な義務の方と、できるという方の、どちらに寄っているかだと思うんですけども、義務規定にするつもりは、皆さん、ご意見もありましたので、ないと思うんですが、ただ、基本的に、できる限りはやるように努めるという考え、そういうスタンスでありまして、それゆえに、努めるという表現の方がいいかと。これは、以前も言いましたけれども、行政としてはパブリックコメントをかけるということが、一つの形になっていると思うんですけども、では、議員はやらなくていいのという話になってしまうわけなんですね。だから、できる規定にしてしまうと、逆に、やらなくてもいいよというニュアンスになってしまうところが、私としては、適切ではないと思ってまして、かといって、絶対やらないといけないわけではないから、その努めるという努力規定でいいのかなという、そういう思いではあったんですが、ちょっと、ほかの方のご意見があれば。

○森戸座長 今、ご意見を頂きまして、できる規定か、努めるか、ねばならないかということだと思うんですが、一つは、意見集約の中で、大方の合意が得られる議員提案について、原則としてパブリックコメントを行うものとするか、パブリッ

クコメントを行うことができるとするか、大方という数字をどうするかということについての意見集約をさせていただいたんですね。あとは、アンケートなどの広報についてどうするかということで、共産党の表現でいくか、白井議員のような書き方にするかという、この三つぐらいのテーマだったと思うんですね。

結果としては、共産党案でいくというのが3人、白井案でいくというのが2人、どちらもバツが1人、パブリックコメントを行うことができるという規定が4人と。これは会派なんですけれども、そういうことになっています。

それで、どこまでを白井議員が求めていらっしゃるのかという、その条例提案の政策提言の範囲、さっき言ったような会派提案もありますし、全会派で行う条例提案もあるし、いろいろだと思うんですね。そのことを行うことによって、逆に自由な条例提案権を縛ることにならないのかということも含めて検討する必要があるのではないだろうかということはあると思いますよ。

だから、大方、一致するものでは、食育基本条例もアンケートをやったんですね。あれは、各団体や個人含めて、200件ぐらいに出したんですか、というやり方もありました。大変でしたよね、あれ。300件だったっけ。それをまとめて回答にしてということまで、全部議員で行ったんですね。ですから、それを「ものとする」努力義務規定、「努める」「することができる」ニュアンスでかなり違ってくると思うんですけども。

だから、できる限りというか、パブリックコメントについては、努めるぐらいなんですかね、努力すると。市の方には、なぜパブリックコメントをやらないのかと言って指摘するわけですよ。それで、自分たちの場合はというのがありますが、かなり緩やかにというのがあって、それはどうなのかと言われるかもしれないんですが、私たち、秘書がいるわけではないし、自分たちが

それを全て行うとしたら、結構、大変なことですし。

○片山議員 ただ、どれかというか、いろいろな手段がある中で、適切なものをとということでの提案なんですよ。というところでの、パブリックコメントに限らずという受け止め方をしているわけなんですけど、私は、でも、どちらでもいいんですけども、最後のまとめは別に、特にどちらでもいいです。

ちょっと、すみません、先ほどから何回も確認して申し訳ないんですけども、「など」のところが気になってあれなんですけど、この白井議員のまとめの四つのところでは、ここに載っていないのは、アンケートと、そのほか、議長が必要と認めたものという、その二つということで、確認ということよろしいんですか。

○森戸座長 あまり確定はしなくてもいいんじゃないかと。いろんな形態があるので。

○片山議員 逐条解説にどのように載せるかということで、確認をしたいと思っているわけなんですけど、関係者との懇談というのは、もう書いてありますし、パブリックコメントも書いてあるんですけども、それが書いていないので、などに含めるのはあと二つなんですけれども。

○森戸座長 例えば、条例案についての市民説明会を行うということだってありますよね。時間がない場合に、市民説明会をやって意見を聞く。だから、手法はいろいろあると思うんですね。だから、あまり一つにまとめなくてもいいのかなと。そのほかにアンケートや、議長が必要と認めた場合、例えば、その関係者に来ていただくということだってありますよね。

アスベスト条例は、あれは関係者に中山議員が意見を聞いてこられて、策定の会議の中で報告してもらってという形でしたよね。1人でも聞いたら聞いたとするのかみたいな、そういう議論はあまりしたくないんですけども。

○中山議員 時間がないので簡単に。

市民の方の意見を聞く機会が当然必要なんですけど、アスベストの経験からすると、逆に、利害関係が伴う方のコメントなので、むしろ、言いづらいう意見もあったので、ある意味、場合によってはうまく運用しないとイケないかなとは思いました。

○白井議員 何となく、場の雰囲気的に、「できる」でいいんじゃないかという感じではありますので、逐条解説で、例えば、市民に大きな影響を与えるような条例提案に関しては、行うよう努めるとか、その辺は、運用とか、内容によってバランスをつけるというような内容の逐条解説を入れればどうかと思います。その際には、ここは「できる」でいいかなと思いますが。

○森戸座長 五十嵐議員、何かありますか。

○五十嵐議員 私と白井議員だけなんでしょう。「できる」という表現を、もう少し「努める」と直した方がいいのではないかと言ったのは、2人だけだったのでしょうか。

○森戸座長 斎藤議員も。だから、あとは、「することができる」が4人ですね。

皆さん、いかがですか。「することができる」だと、ちょっと甘いんじゃないかということですよ。やはり、お互いに努力しようよという意味で「努める」にした方がいいということなんですけど、何か意見が出ないですか。

○湯沢議員 「努める」とか「しなければならない」という語尾にする場合も、前に、大方の議員の賛成によりとかいう前置きはするわけですよ。賛成が少なくても、何でもかんでもするというわけではないと思うので。

そうすると、大方の議員の賛成により、行うよう努めるというのは、何か、自分たちに賛成とか否定する権利があるのに、最後が「努める」になるのはおかしいという気がしているんですけど、私の理解が違うかもしれません。

○森戸座長 だとすると、湯沢議員としては、どういふ言い回しがいいと思いますか。

○湯沢議員 自分たちの意見で、自民党としては、3分の2ぐらいかなと思ったんですけども、「以上の議員の賛成により」というのが前に付くのであれば、最後は「できる」になるしかないと思っております。

○斎藤議員 私の認識では、議員提案をするときですから、別に、その段階で大方の賛同を得られるかどうかなんて全く分からない状態で提案するわけですから、することもあると思いますので、その場合には、という意味であるので、「努める」でいいと思います。

○森戸座長 というと、斎藤議員は、全ての条例提案、議員提案ということを対象にしていると。通るが通らまいが、否決になろうが関係ないということですか。

○五十嵐議員 私は、最終場面だと思うんです。通ることが見えているときには、市民の意見をそこで聞くという認識なので。ちょっと、みんな想定が違うので、ここでは一緒くたになっているので、ちょっと理解しがたいという話になってくると思うんですけども、私は、むしろ、可決されることが見えてきた段階では、そこで市民の意見を聞くべきだということで、パブリックコメントをするべきだと思っているんですね。だから、最初からそれを、提案のときから考えてというイメージではないので、そういう意味では、確かに、いろいろな想定がこの中に入っているから、どう整理するか、ちょっと考えた方がいいような気がしますね。

○森戸座長 ちょっと、暗礁に乗り上げましたね。

○片山議員 条例に、こうやった形で固定した場合に、条例提案の種類というか、どういう場合でやるかということがないというか、今、どのようになるか分からないんですけども、いずれにせよ、この懇談会なりパブリックコメントなり、ア

ンケートなりということについて、予算がかかるものについては議会費で充当するというような想定でということなんですよ。

○板倉議員 パブリックコメントにかけるというのは、条例提案する前の、素案の段階でかけるんですね。だから、そういうことを念頭に入れた規定にしなければいけないので、斎藤議員が言われるように、素案の段階で、大方の賛同とか、3分の2というのになるかどうか分からない部分がありますよね。そうすると、緩やかな規定の方がいい気はするんですけどね。素案の段階でパブリックコメントにかけて、条例提案したときに、例えば、資料要求などされる、パブリックコメントの結果はどうですかとなったときに、全部やっているわけにもいかないわけですね。整理する上で、素案の段階でどうするかということだということ、ちょっと頭にいられてもらった議論の方がいいかなと思うんです。

○森戸座長 そういうご意見もあるということと、例えば、多摩市議会、事案に応じて必要なものを用いるものとし、また、市民意見の把握ということの中でそういう言い方になっていて、ある意味、事案に応じてみたいなどころはあるかなど。

○斎藤議員 今、板倉議員が言われたのは、まさにそこなんです。ですから、前の発言をしたときに、議員の提案権の侵害にもなりかねない、実際問題、事実上提案できないというようなことになってしまう可能性があるんで、前は、パブリックコメントをしなければならぬということを、文言を少し和らげる発言をして、今の段階で「努める」というような言い方をしているんですよ。

また、パブリックコメントだけではなくて、アンケートとか、それ以外の市民の声を集める手段

も認める形にしないと、すべてがパブリックコメントであれば、正直言って、議員提案はできないと私は思っていますので、そういう考えでいました。

今、五十嵐議員の方から、議員提案をした上で、ようするに、ということは、もういったん出して、本会議に上程した後に、通りそうだということになれば、その段階でお伺いするというお話だったので、それは、ちょっと今まで想定していなかったもので、それについてどうなのかは、少し考えなければいけないと、今、思っているところです。

○五十嵐議員 さっきの「など」とも関係するんですけれども、アンケートだとか意見交換会だとか、例えば、そのようにいろいろあると思うんですけれども、それぞれがどの段階でその手法を用いるかというのが、やはり、ちょっと想定が違うような気がするんですね。それをここにまとめていかなければいけないわけなので、さっきの多摩市議会の、必要とする事案とかありましたけれども、例えば、必要に応じてとか、そういう文言をつけ加えた上で、ちょっと今、適切かどうかあれなんですけれども、例えばそのような文言をつけ加えて、「努める」とか、そういうことができるかどうかですね。

○森戸座長 湯沢議員がさっき言われたように、必要に応じてと入れると「することができる」となる。

○湯沢議員 その、必要かどうかという判断を議会ですることになると思うので、議会の中で過半数とか3分の2、賛成があれば、必要と認めてやるということになると、率直に考えて「できる」になるのではないかとということです。

○森戸座長 その言葉の流れからすると、たぶん、そのようになるということですよ。

○五十嵐議員 今の湯沢議員の意見ですけれども、そうすると、大方のあれで通りそうな状況を言っているんだと思うんですけれども、そこで「でき

る」となってしまうと、よく分からないんですけども、そこで「できる」ということになると、やらなくてもいいということになりますよね。

だから、言いたいことは、「できる」よりはもう少し強めたいわけですね。それだけ通りそうで、これで成立しそうだということがあるならば、それに対して市民の意見を出す機会を、ちゃんと成立する前に入れるべきではないかというのが、ここで言いたいことなわけです。

○湯沢議員 それであれば、大方の議員の賛成があった場合には、「しなければならない」みたいなことなのかなと、今、思いました。

○森戸座長 というご意見です。

問題は、パブリックコメントをいつの段階で行うのかと。五十嵐議員は、何か可決する見込みが立ったときにパブリックコメントをかけるというご提案だったわけですが、一般的には、条例案として提案する前の段階でパブリックコメントをかけるということなのではないかと思っているんですが、その辺りは、皆さん、どのようにお考えですか。

○板倉議員 私も、素案の段階だと思っているんです。仮に素案の段階でパブリックコメントにかけたとします。そこで市民からいろいろな案が出されて、その案がもっともだと思われる場合は採用して、原案にして提案するという形になっていくと思うんですね。

提案した後にパブリックコメントをかけて、いろいろな意見としてもっともだと思うと、それでまた提案し直さなければならなくなってしまいますよね。だから、流れとなると、やはり素案の段階だと思うんです。その素案の段階で、大方とか3分の2ということになれば、素案の段階で各会派に意見をもらって、賛同できますか、どうですかということ聞きにいて、現実、全然判断できませんとなると、パブリックコメントにかける必要があるかどうかという判断も立たなくなってし

まうということがあるので、だから、共産党はできる規定でいきたいなと思っていましたね。

○白井議員 まず、パブリックコメントもしくはその他の手法、まあ、その他の手法はまだ確定していないですけども、そういうものを、幾つかの手段を使って市民の意見を、条例提案の際には聞くことは、理由は様々、状況は違いますけれども、あるということは確認が取れているんですね。

いずれにしても、あまり細かい規定をこの条文には盛り込まないと思いますので、私としては、五十嵐議員に怒られますけれども、「できる」という表現で、逐条解説のときに細かい運用のルールを決める、話し合うということではいかがでしょうか。

全体の部分は、何となく皆さんで共有できると思うんですね。ただ、それが、パブリックコメントをどの段階だったり、もしくは、アンケートを含めて、どういうツールを、手段を使うかということは、まだ議論ができていないわけです。そこまできちんと決めるのだったら、それを全部ここで話さないといけないですから、今のような提案ではいかがでしょうか。

○片山議員 一応、逐条解説に盛り込むときは、ここである程度の合意が要るかなと思っていますので、その点だけは今後、よろしくお願ひいたします。

○森戸座長 逐条解説は全体の合意がないと載せられないと思うので。まあ、「努めるものとする」という努力規定も、「しなければならない」からすれば、ちょっと緩やかは緩やかなんですね。

○飯田議会事務局次長 今のところですが、逐条解説に盛り込むというのももちろんなんですが、作業部会の方で、必要な規則ですとか申し合わせというものを決めていただいて、その運用をどうするかというのもつくっていただくような形になるかなと思います。こちらの作業部会の組織図のところ、規則や申し合わせ事項との整合だけで

はなく、もし、それに新しい条例を作ったときに対応する規則や申し合わせがない場合は、ちょっと考えていただく形にはなっております。

ですので、逐条解説だけでなく、申し合わせ、このような運用にしようというような話し合いを、ちょっと作業部会の方でしていただくようになるかなとは考えております。

○森戸座長 分かりました。ちょっと、受け止めておきたいと思います。

現状、作業部会が規則までは、ちょっと難しいかもしれないですね。施行までの間に、そういう規則とか、そういうことの整備を、条文化とか、そういうことはできるかもしれないんですが、これと併せて規定を作っていくというのは、元々の提案はそうだったんですけど、今の現状からすると、なかなか難しいかなと。本当はやらなければいけないという規定になってきたんですが。

ご意見としてそれは受け止めて、今後、どうするかは検討する必要がありますので。

そうすると、「できる」でいいと白井議員はおっしゃったんですが、どうですか。「努めるものとする」という規定と。

○白井議員 改めて見てみますと、この主語が、「議会は」になっているんですね。ということは、議会はということは、賛同を得られる前提なのかなという気がするんですが、そういう認識で間違いないでしょうか。そうすると、ちょっと考え方が変わってくるかなという気がするんですが。

要するに、会派単位でのものではないというようなニュアンスに捉えられるんですが、その辺はいかがでしょうか。

○水上議員 結局、私たちは全会一致のものということで、ここの部分は条例を読んでいるわけですけども、それは、「議会は」という文言があるから、議会が行うパブリックコメントなわけだから、基本的に、議会の運営というのは、全会一致の中でやっていますよね。議会費も使うわけだ

から。そういうパブリックコメントというのは、ある程度、全会派で一致したものでないと、議会としてはできないと思うんです。

ただ、会派として出してくるものについては、会派の自主的な判断でやればいいわけで、そこまで「しなければいけない」ということになれば、私たちの条例提案、例えば、3本出したり、4本出したりするときがあって、それが、パブリックコメントをかけなければいけないことになると、もう出せないということになってくるので、制約がかかるという両面の考え方があるわけです。だから、この「議会は」という言葉で言うと、やはり、議会が行うパブリックコメントなわけだから、基本は、全会一致のものという形になると思うんですね。その辺の合意というのが、今、取れていないわけだから、その辺をアバウトにした形にして、最終的なところを「しなければならぬ」という言葉ではない言葉にしておくというのが、何か落ち着くところなのではないかなと。後の運用は、どこかでまた、逐条などで議論するという形なのかなと思います。

○斎藤議員 そうすると、私と板倉議員は、前に言ったように、提案前にということだったんですが、これでいくと、実際の流れとすれば、ある会派が議員提案をする。議会の中でもんで、これが議会として成立した場合には、議会として可決すべきものだとすれば、その段階でパブリックコメントをやるという流れになると。そう言ったとおりなんですけれども、それも一つのルートなのかなと、今、少し思いだして、今、水上議員がおっしゃったように、個別の条例にパブリックコメントなんかできないよと。全会一致になるものについては、パブリックコメントをするんだと。一次採決のときはどうするんですか。

前段で、いろいろ、議員間の協議で、可決しそうなものに関しては、パブリックコメントに限らず、市民の意見を聞くという、そういう流れも今、

あるのかなと少し思いだしたんですけれども、板倉議員、どうですか、そういう流れがあってもいいかなと思っているんですけれども。

○板倉議員 私は、今は、この間の議会の取り組み内容で判断しているんです。アスベスト条例がありましたし、食育基本条例もありましたよね。いずれも、その素案の段階でなるべく全会派が集まって議論していく道を踏まえていって、最終的に、全会一致になっていくような流れ。議員提案で、大方の会派が提案会派に名を連ねるということを想定した議論を私、していましたので、議会に上程された段階では、もうほとんど全会一致ということが分かります。その前段で、全会派が名を連ねるということを前提にしていましたので、そうすると、パブリックコメントということはある得るだろうと。ただ、議員提案で、個々の、例えば共産党が提案して、また、それについて、どのぐらいの賛同が得られるか分からないという段階で、パブリックコメントということになると、これは厳しくなるのではないかという思いで議論していましたので、あくまでも、私のイメージは、本会議に条例提案する前の段階ですね。

○斎藤議員 分かりました。

ちょっと、具体的な例で、例えば、共産党さんが今、太陽光発電のやつを出されていますよね。これが可決しそうだということになったら、その段階でパブリックコメントをするんですか。それとも、そういう元の提案の姿勢からすると、その必要はないということになるんですか。

○水上議員 それは、私たち会派の判断だと思うんです。要するに、議会費を使ってやるときには、通るか通らないかというのを、全会の、皆さんの一致が必要ですよね。この条文で言うと、議会としてやるわけだから。それはもう、全会一致のものだと思うんです。皆さんが太陽光発電、この条例を作りましょと、いいですよということになって、そういうときに、例えば、本会議に上程し

ますよね。それ以前に、必要であれば、パブリックコメントをやるとか、その他の手段を使って聞くということになるんだけど、通るかもしれないということになってきたときに、では、議会としてできるかという、私は、今のこの間の議会運営の中ではできないと思うんです。それは、私たち会派として、通るということになったときに、では、何かの意見を聞いて、もっと反映させなければいけないという、その判断で行うべきことではないかなと思っているので。ただ、なるべくそういう「できる」規定にして、努力するということになれば、なるべく、そういう形の努力をして、意見を反映させる努力をするということなのではないかと思うんですけれども、分かっていますか。議会と会派の関係で、そういうことではないかなと思います。

○森戸座長 問題は、ここの「議会は」という解釈をどうするかだと思うんです。議員提案の、会派提案の場合とかありますよね。それから、大方の賛同を得て提案する場合もあって、ただ、大方で、ほぼ全会派が集まって議論をし、政策を作っているという場合と違うかなと。会派提案は、議会ということにはならないんですね。もし行ったら、「議員は」という言い方になるのではないかと。そうすると「議会は」ということになると、やはり、ある程度通るものというか、議会全体の話ですから、そういうことにしていかないと、ちょっと意味合いが通らないのではないかなと思うんですが、その辺り、いかがですか、条文の解釈上の問題。

だから、そういう意味で言えば「努めるものとする」でもいいと思うんです。ただ、会派提案の場合は「行うことができる」ぐらいにしておかないと、会派提案まで求めてしまうと、例えば、特別職の給与を削減したいという条例提案があった場合に、それを市民に、通る見込みがあるかもしれないということを出して、それは、変わることも

もありますよね。議会で一致して可決するということだってあるわけです。そうしたら、五十嵐議員がおっしゃるような、もう一回、可決する前に市民の意見を聞こうということで、パブリックコメントではなくても、意見を聴く会を設けることだってある話だと思うんですね。例えばですよ。

だから、流れとしては、いろいろな流れがあると。板倉議員がおっしゃるように、素案段階でパブリックコメントをかけるというのがあるのではないかと、まあ、基本はそうだと思うんですけれども、ある意味、途中で意見を聞くということがあることも、余地を残しておくということは必要なことなのかもしれませんよね。

だから、絶対に素案だけでなければいけないということにはならないという考え方もあるのではないかと。

まず、「議会は」というところの整理をし、「議会は」ということになれば、やはり、「努める」と。アンケートでもいいし、意見を聞いてもいいし、パブリックコメントでもいいしということではないかと思うんですが。全体は「できる」ということが流れとなっているんですが、分けて考えるということで、どうですか。「努める」とおっしゃっている皆さんの方は、会派提案の場合と、全体が一致して提案するものと、その辺りが整理できれば、「できる」規定にしている方々の懸念も払拭できるのではないかなと思っていますが、どうでしょうか。

○水上議員 私たちは「努める」でもいいと思います。義務規定みたいな形にならなければいいと思います。

○森戸座長 そうですね。あとは、いかがでしょうか。

基本は、提案権を狭めない、縛らないということが基本ではないかと思うんですね。

○板倉議員 ごめんなさい、議会基本条例という場合は、やはり「議会は」なんだけれども、市長

部局の提案は、これにはかからないわけですよ。直接請求の議案提案もかからないですよ。あくまでも、議会側の能動的なものということですよ。そうすると、「議会は」というところを、会派提案の内容も含むのかどうかという整理と、パブリックコメントは素案の段階だけではなくて、本会議に上程した後も、場合によってはあり得るという両方の含みをするという整理でよろしいですか。ちょっと、確認の上で伺いたいんですけども。

○森戸座長 「議会は」ということなので、これには会派提案は含まないということです。

それから、会派提案でも、議会にかかっているもので、全体が必要に応じて、パブリックコメントにかけるだけではなくて、市民の意見を聞いた方がいいねという話になれば、それは、委員会が全体で一致してやることはできるということだと思うんですけども、そういう解釈はだめでしょうか。

○五十嵐議員 私も、そういうやり方が可能だと思うんですけども。だから、パブリックコメントを提案する前にかねなければいけないとかというのはないと思うんですね。むしろ、成立する前に、だから、採決する前に市民の意見を聞くということは可能だろうと思っているんですけども。

○森戸座長 だから、例えば公聴会制度なども、議案が出てきて、採決の前に、途中で声を聞く場を設けているわけですね。ですから、それは決して、議員提案の場合でもないわけではないと思うんです。どうでしょうか。

市長部局の方は素案の段階ですよ。例えば、子どもの権利条例などは、素案がなかなか出ない中で、子どもの権利条例について、こうしてほしいという陳情が出てきて、結局、十分とは言えないまでも、その意見も取り入れながら作ってきたという経過はあるんですね。それはまだ形にはなっていない段階ですよ。

○加藤議会事務局長 一応、パブリックコメント等については、どこの段階で、どんな中身についてやるかというのが、一つ、問題だとは思いますが、すけれども、特に、例えば、上程してしまったからそれを禁止するとかということは、特にないので、それは議会の中で、必要であれば、当然、することはできると思います。

例えば、市長提案したものを、議会からいろいろ指摘を受けて、変な話、途中で議案を撤回するとかということもありますし、それが議員提案であれば、上程した後で、いろいろ市民から意見を聞いて、例えば、一度撤回して新しいのを出し直すとかということは、実質的にはそういうことは可能ですので、どのタイミングという意味では、特に、ここでなければできないとかという縛りはつけなくても、ただ、そのときに、議員案で出てきたものが、そういう形で変わっていくと、あとは、市民から見ても分かりづらいとか、それだったら、この段階でそういうことをしておけば、たとえば、議案の訂正とか、そういうことがなくてすんだということは、ちょっと考えた方がいいかもしれませんけれども、基本的に、どこでやってはいけないということはないので、やることは可能ですね。

○森戸座長 それで、もう一度整理をいたしますが、第4項については、関係者との懇談やパブリックコメントなどと、具体的に二つ出ているんですけども、一つでもいいのかもしれないですよ。 「関係者との懇談などの手段により、意見を聞く機会を設けるよう努めるものとする」と。逐条解説の中には、もう少し、今、議論してきたことを入れると。一つは、「議会は」という限りは、大方の一致、まあ、全会一致という共産党の提案があるんですけども、全会一致、もしくは大方の一致のもとで政策提言がされたものについて、「意見を聞く機会を設けるよう努める」ということと、それから、その意見を聞く段階については、素案

の段階もあるし、それから、上程後の場合もあるし、それは、必要に応じて意見を聞く場を設けるということだと思っんですね。それが二つ目。

三つ目は、会派の提案の場合は、ここに準じないけれども、しかし、意見を聞く機会を設けることもできるよと。それを、努めなさいよと言うのかどうか分からないんだけど、そのぐらいなのかなと。その辺りをまとめて、ちょっと一致させてみるということで、どうでしょうか。

これは、2班で、逐条解説の辺りも、こういう条件だったらこれでいけるんじゃないかというのをまとめてもらうというのは難しいですか。

(「1班だよ」と呼ぶ者あり) 1班か、まとまれば。

○片山議員 今、全会派一致での提案というような説明であったんですけども、私、多分、意見をどこかで書いていたときに、一致の提案でなくても、意見を聞くということについて一致するのであれば、やった方がいいのではないかというような書き方をしていたような気がしていて、その条例についての提案については、一致できるかどうかはちょっと分からないわけなんですけど、ただ、意見を聞くということについては一致してやってもいいのではないかというような進め方でどうなのかなと思っっているんです。というのは、例えば、前の食育基本条例とか、アスベストのときなんか、うちの会派の中でも、漢人議員とか、露口議員ももちろんそうですけれども、全員が提案議員にはならないで、そこで質疑をしていたというような関係もあったり、そういう猶予も残しながらやっていく審議の在り方というのにも必要だと思っますので、ですから、必ずしも、全員一致とか、全会一致という提案でなくても、意見を聞くということについては、いろいろな手段があるので、やっていけるのではないかなと思っっているんです。

○森戸座長 片山議員の方から、会派提案の場合も、全体が一致して意見を聞いた方がいいという

ことであれば、それは、提案後の話ですよ、意見を聞く場を設けるということもあってもいいのではないかということで、それは、全体が一致すればあり得る話ですよ。ということなのではないかと思っんですが。

提案権を侵さないよ。侵さなくて、提案した後のそういう提案、意見を聞く場を設けるというのはあり得る話だということで、それも逐条解説に入れ込みますか。まあ、あまりないかもしれない方が多いと思っただけなんですけども。今までの、アスベストも、可決される見込みの中での話ですよ。可決されないものを、意見を聞くというのは、あまりないかなと。

○片山議員 可決か、可決じゃないかというのは、それは最終的な段階なので、分かりませんが、大方のそういう方向があると。ただ、全員が、全会派で一致の提案かどうかというところは、ちょっと違うことがあるかもしれないということだけなんです。大体の、賛成の方向があるのかもしれないけれども、提案議員になるかどうかというのは、また別の話かもしれないと思っています。

あと、もう一つ、先ほど、関係者との懇談だけでもいいじゃないかというような話だったんですけど、パブリックコメントというか、市民の提言制度というのが、割と重要な文言ではあるので、これは、私は載せておいた方がいいのではないかなと思ったりするところです。

○森戸座長 その文言は別にこだわらないで、市民の提言制度など、意見を聞く場を設けるという形でもいいと思っますよ。どうですか。

○斎藤議員 その点について、今、ちょっと気がついたんですけども、ある自治体の議会でも、パブリックコメント制度があるんですけど、それは、その市のパブリックコメント手続条例に基づき実施されるものとは違いますよというようなことになっているんですよ。

だから、市民の提言制度という言い方をすると、

小金井市の条例そのものになってしまう可能性があるのですが、その辺は少し、書き方に気をつけなければいけないと思っています。

○飯田議会事務局次長 今、斎藤議員の方からちょっとご紹介がありましたように、市民の提言制度、パブリックコメントの制度につきましては、議会は対象外になっていて、市長部局の提案についてやるという形になっているんですね。

議会がもしそういう制度をやるのであれば、別に定めなければならないという形になっております。ですので、市の作ったパブリックコメントの制度を準用して、議会が行うという規定を設けるということは可能だと思いますけれども、とにかく、別に、何らかの形で定めなければいけないということにはなるかと思えます。

○森戸座長 だから、「別に定めるものとする」と入れておいた方がいいんですかね。

では、そこは、市議会の独自のものを作らなければいけないということですね。それは忘れないようにメモに入れておかないと。これを作るのが作業部会の役割なんですね。

○飯田議会事務局次長 元々、市のもので準用できるものがあれば準用するという規定を設けるということで終わりにするというのもできるかと思えます。

○森戸座長 なるほど、一からじゃ大変ですから。

ということで、作業部会の1班の皆さん、よろしく願いいたします。

それでは、第4項については、ちょっと、座長の方でまとめて、また提案をさせていただきたいと思いますが、条件としてどういうことがあるのか、議題としたことも含めて、提案をさせていただきたいと思えます。

それで、あとは、全体的に、冒頭に戻るんですが、片山議員からは、請願・陳情の扱いはきちんと明確化した方がいいという提案があって、この項の中に題名が付けられればいいのかということだっ

たんですが、それは、ちょっと条文上はない話だと思うので、少なくとも、強調するというので、第1項という書き方のもとで、(1)、(2)という条文の作りの問題などについて、ちょっと、そこは議論しておいた方がいいかなと。斎藤議員からは、後でもいいじゃないかという話があったんですが、その作りの問題。その辺りはどうしますか。

斎藤議員は、議案、請願・陳情でいいということでしたよね。白井議員からは、議会は、審議、審査するものとするというのは、違和感があるというか、ちょっとなじまないというか。議案も含めてですね、白井議員は、全体が文章として要らないということですよ。

○白井議員 再度、補足しておきますと、市民の声を反映させる議会という、ここにおいては、この第1項の条文はちょっと違和感があるという意見を出させていただきました。斎藤議員からは、議案も含めて、声を聞くのではなくて、反映させるということであれば、あってもいいのではないかという意見がありましたので、ちょっと私も悩んでいるところではあります。

○森戸座長 私からも補足させていただいたように、元々の委員長案は「政策提案として受け止め」という言い方になっているんですが、そういう言葉が入っていたということですね。ただ、議案が入ってくると、ちょっと文章上、おかしくなるので。

○白井議員 元のたたき台は、第1項と第2項が合体していると思うんですね。このように変われば、別に議案が入っていてもおかしくないと思うんです。最終的に市民の意見を聞く機会を設けるというのがありますので、その前に、議案に対してどう市民の意見を聞くかという、その意見もあったんですけども、こうやって一つにまとめると、特に違和感はないですね。

○森戸座長 では、このままでいいということでは

すか。(不規則発言あり) ああ、第1項と第2項をまとめる。

○白井議員 具体的に提案しますと、議会は、議案、請願・陳情等の審査について、誠実に審議・審査するものとし、必要に応じて市民等の意見を聞く機会を設ける。

○森戸座長 二つをまとめるということですね。

白井議員からは、議会は、議案、請願・陳情等を誠実に審査・審議するものとし、必要に応じて市民等の意見を聞く機会を設けるものとする。元の案で、第3項に変わったということですね。それで、第3項の陳述は、これはこれで独立させるということですね。

それでは、ご意見がないので、これは、もう一回、座長案を提案いたしまして、皆さん、それぞれ会派のご意見をまとめてきていただくというようにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○片山議員 それでお願いできればと思います。私の方でも、請願・陳情をどのように強調できるかということ、もう少し考えてみます。

○森戸座長 ですから、白井議員から提案があったものも取り入れさせていただいて作ってみますので、第6条はそういうことでよろしいでしょうか。

○白井議員 ちょっと、私がまだ理解していないかもしれないんですけども、請願・陳情というものの、小金井市の請願・陳情について、どういう部分が他市の議会と比べて特徴的かというところと、それが、今の段階で、ここにその要素が盛り込まれているかというのを確認したいんですが、特にないというのでしたらいいんですが。

○森戸座長 「誠実に」の言葉、本当は「適切に」も入っていたんですが、「誠実に」に込められていると。

○白井議員 何となくそうかなというのは分かっていたんですけども、それが「誠実に」という言葉で伝わるかというところは、ちょっと気になる

ところなんです。

○森戸座長 ですから、陳情の形式をとってれば、全て受理すると。例外は付けていない。よほど無礼なこととか、そういう、誹謗中傷とか、そういうところは黒線で塗って提案するとか、あと、個人攻撃、まあ、個人のものも出ましたよね。W議員とかO議員とかS議員とか。Mもあったかな。

○宮下議員 特徴ということで言うと、そうやって受け付けた陳情を、議案の前に審査するというのは、ものすごい特徴だと思うんですよ。だから、それが一つあると思います。

○白井議員 それも「誠実」という言葉の中に入っているんですよ。

○森戸座長 そういうことですね。

○白井議員 わざわざ書かずに。まあ、そこまで書いてしまうと、ちょっと野暮ったいというか。

○鈴木議員 今、宮下議員の言われたことは、確かにその通りなんです。陳情先議というところですね。これは、多分、陳情者の発言を先にしていただくための工夫だったのではないかと思うんですけども。来ていただいても、(不規則発言あり) はい、で、多分、そうやってきたといういきさつを、先輩から聞いた覚えがあります。そういう意味で「誠実に」というところでのいいのかなと。

○飯田議会事務局次長 前にもちょっとご説明した覚えがあるんですけども、請願・陳情の方を今、先議しているのは、意見陳述制度がございすね。初めは、意見陳述制度ができたときは、議案の方がもちろん先だったわけです。それで、議案の審議にもものすごい時間がかかっていたときに、10時からの開会ということで、意見陳述の方が待っておられて、3時、5時、場合によっては5時を過ぎてしまったりということで、かなりお待ちいただいたりすることがあったので、その制度を変えて、陳述の方を先にできるように、陳情の方が先議という形になっていったということござ

いますので、議案に優先してということではなくて、意見陳述の制度の関係で、陳情の方を先にと
いう経過のようでございますので、前にもご説明
いたしましたが、再度、ご説明いたしました。

○森戸座長 先日行った宇治市議会もそうでした
よね。違ったかな。

○加藤議会事務局長 小金井市議会の陳情審査で、
多分、誇れるところというのと、やはり、受理した
陳情を必ず審査して、なおかつ、必ずそれを採決
に付している。26市では、そもそも、この陳情
は委員に配付するだけとか、もし審査するとして
も、例えば、その中で、署名が10名以上ないと委
員会では審査しないとか、いろいろな条件を付け
ていて、また、審査はするけれども、採決はしな
いと。この前、確か塩尻市だったかどこかは、審
査はするけれども結論は出さないと。また、結論
は出しても、処理状況の提出を求めないと。うち
は、半年たつと、処理状況の、請願に準じて行っ
ているんですが、そういう意味では、小金井市議
会における陳情の扱いというのは、請願法に定め
られた請願書と全く同一の扱いをしている。こ
れは、全国的にとすると、どれぐらいの統計か
というのはちょっと持っていないんですけれど、
多分、かなり先進的な扱いをしていると思います。
それが特徴だと思います。

○森戸座長 おっしゃるとおりなんです、議論
になってきたことは、もう一つは、請願・陳情の
処理結果について、不採択だったら、不採択しか
陳情者には行かないんですね。これを、何で不採
択になったのか、各議員がどういう意見を述べた
のか、そういうことも含めて、理由をきちんと付
してほしいという陳情も、確か出されたんです。
しかし、これは不一致で、現状では難しいねとい
うことになったんですけれども、そこまでやっ
たら、もうかなり完璧なんじゃないかなと思いま
すね。

○白井議員 しつこいようなんですけれども、非常に、

話を聞いていて、小金井市議会は請願・陳情に関
していいじゃないかと、一般的に感じる部分は、
今の話を聞くとと思うと思うんですけども、そ
ういうことを具体的に書いてしまうと、条例とし
ては野暮ったい、なじまないということがあるで
しょうか。なので、誠実にという言葉で、ちょっと
印象としてはもったいないなど、ちょっと思っ
たんですけどね。そういうことがあるのでしたら、
あえて書いておくというのも一つの方法かなと思
ったんですけども。それは意見として。

○森戸座長 逐条解説として、そういうことをや
っている、それをもって誠実とするんだとい
うことを書いてもいいんじゃないかなと思っ
たんですけども。そういう説明になりますよね、深められ
ると思います。ありがとうございました。

○片山議員 そういう意味で、別立てがいいかな
と強調していたわけです。

○百瀬議員 私も、そういう意味では別立てが
いいと思います。

○森戸座長 別立ての方もいらっしゃいました
ので。

別立てという声もあったんですが、今のままで
よいと、別立てが5人、5人なんです、これは
まとめる方向でいいですよ。どうでしょうか。

○片山議員 ですので、そういう思いはあるん
ですけども、この第6条の中でという話で進ん
でいるわけですから、第6条の中できちんと分
かるように、強調ができるような形でできると
いいのではないかなと思っています。

○百瀬議員 第6条の中で強調して、お願い
いたします。

○森戸座長 では、歩み寄っていただいて、別
立ての皆さん、よろしくお願いいたします。あ
りがとうございます。

3時になりました。ちょっと休憩します。

午後2時56分休憩

午後3時15分開議

○森戸座長 再開いたします。

皆さんのご協力で、一步前進いたしました。もう少し進めていきたいと思えます。

第7条の、広報広聴活動であります。第7条で、議会は、市民の知る権利を保障しようんぬんということですね。議会は、広報広聴の充実のため、広報委員会を設置するという事です。これは、皆さんからもご意見を頂きまして、まとめたものがありますね。なかったでしたか、確かまとめたんですよね。

4番、市民と議会の関係に、広報広聴活動と第3章を合体するかどうか。広報広聴を合体するかどうかという提案に対して、みんなの党が独立させるというご意見でありました。多数が、合体させた方が良いということでしたので、これは第3章に合体させて、こちらに盛り込んだということになります。

それと、その次ですね。5番目、次のページの議会報編集委員会のような、議長の附属機関を改めるべきという意見が出されて、共産党からは、常任委員会でどうだろうかという提案が出され、小金井をおもしろくする会からも、広報委員会の設置の提案がされていたと。現状の議会報編集委員会でいくか、広報委員会にするかを持ち帰った結果ですが、広報委員会にすべきという意見が共産党、公明党、みんなの党、生活者ネットワーク、市民自治こがねい、小金井をおもしろくする会という会派であります。したがって、14人の議員がそれを求めています。

三角のところは、民主党からは、現状の議会報編集委員会で行って、機能を拡充することについて検討すべきと。改革連合からは、広報委員会は、議会運営委員会で検討すべきというご意見です。それから、こがねい市民会議からは、広報広聴委員会を設置できるとして、議長の諮問として施行し、有効な活動ができれば、委員会に格上げする

というご意見であります。

先日、行きました宇治市議会なんですけど、これは、正式に視察の質問項目として、広報広聴委員会をどういう位置付けかという質問をいたしましたら、地方自治法第100条第12項の規定で、事前の協議の場に位置付けているという、そういう宇治市議会のようなやり方もあるのかなと。議長の附属機関ではなく、委員長が招集する、招集権は委員長に与えているという形で、議会だよりと、それからホームページのグループを持って、そこはホームページを充実させるということのようでもあります。

これを合体するという事について、まず、みんなの党なんですけど、合体するという方向でどうでしょうか。(不規則発言あり) いいですか。では、合体させて、第3章に置くとしたいと思えます。

○百瀬議員 分けて書くという意図は、要は、理念と、実際、具体的な内容、技術的な話をそれぞれ違うように書いた方がいいのではないかと。ここで、こうさせていただいたので、合体して、その中でちゃんとそれぞれが分かりやすいように表記されていけば結構です。

○森戸座長 はい、分かりました。

第7条第1項は、理念的なものになっているのかなと。第2項が、具体的な提案ということだと思えます。ただ、広報広聴といえば、第6条のことも、ある意味広聴なんですね。だから、こういう言い回しがいいかどうかというのはあるかと思えます。この広報広聴委員会についてありますが、常任委員会という意見、それから、議長の諮問機関でいいのではないかと。ただ、常任委員会がいいのではないかと。いう方が多いのかな。共産党、みんなの党、生活者ネットワーク、小金井をおもしろくする会は常任委員会ということなんです。三角のところは、自民党は現状維持ですよ、急変はできないということですね。

これはどうでしょうか。

○飯田議会事務局次長 広報広聴委員会の設置ということで、条例にうたうということになりますと、再三申し上げているように、公開ということで、会議録、報道、傍聴の自由という形になってくるかと思えます。

それで、常任委員会ですとか、特別委員会になると、通常は、部局に対して質疑をするわけですけども、誰を相手に質疑をするのかなというところもあるのかなと考えております。

あと、26市中、広報広聴委員会を常任や特別委員会にしている市は、今現在、ございません。全て、議長の諮問機関という形になっております。

それで、広報広聴委員会の設置までうたわなくて、広報の充実程度の記述にとどめている市というのが、立川市ですとか八王子市、調布市などで見られまして、立川市の例ですと、議会は、多くの市民が議会と市政に関心を持てるよう、広報誌の発行、インターネットの利用その他の方法により広報広聴機能の充実に努めなければならないという形で、充実程度の記述にとどめている市もあるということで、ご紹介いたします。

○森戸座長 第7条第1項については、異論はないと思うんですね。これは固めたいと思うんですが、皆さん、いかがですか。

○片山議員 これがいいと思うんですが、多様な方法を用いるというところを、中身はある程度確認できればと思いますが、どのようなことを想定しているか、皆さんのご意見を伺いたいと思います。

○森戸座長 これは、共産党が提案したのをここに入れたんですか。多様な方法の中には、インターネットも含めてということでしたか。ホームページ、議会報ぐらいですか。そのぐらいしか思い浮かばないんですけども。議会報告会も入ると言えば入りますよね。ある意味の広報活動だと思うんです。あとは、どうでしょうか。

議会運営委員会の方の議会改革で、生活者ネットワークからは、視察報告会をやってほしいとかいうのがありましたけれども、考えれば、いろいろあるかなと。一致するかどうかは別にしてですよ。

○片山議員 とにかく、今、あるもので挙げられるものは、ホームページ、議会報、議会報告会ということでもよろしいですか。

○森戸座長 そうですね。

第1項はよろしいですか。では、第1項は固めましたので、作業部会、第1班に送ります。

では、問題は第2項の方ですね。広報広聴委員会。常任委員会の場合は、質疑をする相手がないというお話がありまして、常任委員会で行うとしたら、調査の柱を立てて行うという形ですか。あと、宇治市議会のようなやり方もあると。公開ではありませんが。

何か、宇治市議会は議会終了後に1回やって、議会だよりのための委員会を行って、その日にホームページの委員会も行うような、そんなことをおっしゃっていましたが。常任委員会、特別委員会、それから現状維持、議長の諮問機関で行うか、三つですね。あとは、議会運営委員会で検討すべきだというご意見と、四つですね。

○片山議員 どういうところに位置付けるかということもあるんですけども、どういう役割を持たせるかということ、まず、少し提案していてもいいのではないかなと思うんですが、前議会のみどり・市民ネットワークの意見のところには、幾つか、こういう役割が担えるのではないかなということを書いてあるんですけども、ホームページとか議会だよりの、そういった検討とか編集とか以外の、広聴の役割のところでは、議会報告会については、前回の議会運営委員会での役割が大変だったと思うんですね。それを、この広報・広聴委員会が担うということで、議会運営委員会の運営であるとか、開催であるとか、また、市民ア

ンケートも、結構、議会運営委員会で全部やられていて、大変だったなと思うんですけども、そういうことについても担っていくというような役割があるのではないかとということが、前回には提案されていたかなと思っているところです。

どういった役割が想定できるかということを考えながら、どういった位置付けにしていけばいいかというのを考えていけばいいのではないかなと思います。どうでしょうか。

○森戸座長 広報広聴の考え方を、もう少し議論した方がいいということですよ。委員会が担う役割。

○飯田議会事務局次長 広報広聴委員会の設置については、各党派、いろいろご意見があるようですけれども、例えば、常任委員会ですとかの設置をしていくとか、あるいは、第100条の第12項の方の、事実上の会議にするにせよ、ここでの議論だけでは、ちょっと結論が出せないのかな。議会運営委員会なり、党派代表者会議、もちろん、議長のお考えもあるかと思いますが、ちょっと、ここだけの協議で、委員会を設置するかどうかというのは、決められないことかなと考えております。

○斎藤議員 私も言いたかったんですけども、私ばかり言うのは嫌なので、今、言わなかったんですけども、それプラス、もし、これを常任委員会にするということを、議会基本条例に載せるとすれば、ほかの常任委員会についての記述というのはどうなるのか。これは全部、書かなければいけないのではないかなという気がするので、そのことも、一つ、考慮しなければいけないと思います。

○森戸座長 ほかの委員会のことというのは。

○斎藤議員 議会基本条例の中に、常任委員会を設置するというを入れるとすれば、広報広聴委員会だけではなくて、ほかの、要するに、広報広聴委員会だけではなくて、総務企画委員会等の

常任委員会の設置のことも言及しないと、おかしなことになるのではないのでしょうか。

○森戸座長 では、むしろ、そうだとしたら、先ほど、片山議員だか誰かがおっしゃった、広報広聴の充実に努めるものとして、あと、議会運営委員会で議論するというにすることですかですね。

○水上議員 共産党の元々の提案は、第8条のところは、広報委員会、常任委員会を立ち上げると提案しているんですけども、文言には、広報委員会というのは入れないで、条例文としては、多くの市民が議会及び市政への関心を高めるための体制整備並びに議会広報活動の充実強化に努めるものとするというような文言で入れておいて、あと、具体的にどうするのかということについては、別途定めるというような、逐条解説みたいな形でという提案だったと思うんですが、その辺は、そういう形で、全体がまだ今、ばらばらな状況ですよ。ですから、条文のところには、そういう体制強化をしていくという文言をきちんと入れておけば、論拠を作っておくということも考えられるのではないかなと思うんですけども。

○森戸座長 共産党からはそういう提案がありました。

○水上議員 ですから、在り方については、議会運営委員会なりふさわしい場所で議論するという形になるのではないかなと思うんですが。

○森戸座長 共産党の提案というのは、いつの提案でしたか。自分で言うのも何なんです。

○水上議員 1月17日の提案で、これは、流山市議会のそのものを載せてきたんですけども、座長提案が、第7条が二つに分かれているものを、1文にして、努めなければならないということと、あとは、体制整備に努めるみたいなことを言っているということで、提案したということです。

○小林議員 まだ、党派では調整していないんですけども、たぶん同じかなと思っていて、私たち公明党も、広報広聴委員会を設置するという条

文案で提案させていただいていますけれども、趣旨としては、これを機会に広報機能を高めて、しっかりとした議論の場を作っていくというのが本意ですので、例えば、広報広聴の議論の場をどうするかということを議会運営委員会に送っていただいて、この場は機能充実というまとめ方をさせていただいても、うちは構わないと思っています。

○白井議員 私は、条文提案で広報委員会を設置するという形で書いたんですが、分かっている書いたんですけども、基本的に、これは議会運営委員会で、議会改革で議論するべきだろうと。共産党の条文案は、必要なことが書かれている、充実させるために多様な広報手法を活用し、ということも含めて、必要な文言が書かれていると思うので、いったん、これで置いておけばいいと思っております。

○森戸座長 そうしたら、第7条について、1月17日の共産党の提案で、ちょっと長いですが、議会は、市議会ホームページ等の情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの市民が議会及び市政への関心を高めるための体制整備並びに議会広報活動の充実強化に努めるものとする。これは、そうすると、第7条第1項は要らないということですか。第1項だけにすることです。そうすると、第2項は、議会は、広報広聴の充実のため、体制整備に努めるものとするということでまとめて、中身は、議会運営委員会に送ると。しかし、全体は、広報広聴委員会は、多数は附属機関ではない方向で検討すべきだという意見を付して出したらまずいですか。附属機関を設置してほしいという会派と、それから、委員会なり別の形で設置してほしいという、二つの意見があるということで、議会運営委員会に送ると。どうでしょうか。

附属機関をと言っている方々、いかがでしょうか。現状は議会報編集委員会ということですよ。それを変えようという方が多数なんですね。だか

ら、議会運営委員会に送ることはどうですか。ただ、送り方として、どっちがいいですかと言うよりも、一応、ここで煮詰めて、広報委員会を作った方がいいというのが多数であります。一方、現状維持という意見もあります。このことについて議論・協議をし、結論を出していただきたいと思っております。そうしないと、議会運営委員会も困ると思うんですね。また一から議論するのかという話になるので、だから、課題を整理して。

○片山議員 でも、自民党のご意見を見ても、段階的に拡大していくのはいいのではないかなということなので、そういう、議会運営委員会の議論の中で、やり方については意見を言ってもらえばいいのかなと思ったりしますが、どうでしょうか。

○森戸座長 ここで意見を言ってもらおうということですか。

○片山議員 いえ、議会運営委員会での議論の中で、そのやり方についてを議論すればいいのではないかと、私は勝手にこの文章を見ておりましたが、自民党の考え方をお聞きできればと思います。

○森戸座長 民主党も、自民党も、機能の拡充は検討すべきとおっしゃっているので、だから、その在り方が、どうあるべきかということ。

○鈴木議員 今、座長の整理していただいたとおりだと思っていて、機能拡充する必要性については、私たち、認めているんです。ただ、次長からも先ほど解説があったように、在り方によって、様々、付随して、いろいろな作業、手続とかが必要になってくる。そこについては、議論の必要があるという意味で捉えています。

○森戸座長 分かりました。拡充の方向としては、全体が一致していると。ただ、現状維持で段階的に行くべきか、それとも、広報委員会を作るべきかというところで、意見が分かれているという、そのことで議会運営委員会に送る、その方が正確

ですね。分かりました。では、それで送りたいと思います。

○五十嵐議員 一つ、ちょっと確認なんですけれども、広報広聴委員会、この広聴の部分なんですけれども、皆さんのイメージとしては、広報広聴という言葉が、結構、多くの会派から出ていますので、お聞きしたいんですけれども、例えば、第6条の前のパブリックコメントやアンケートやという、いろいろな議論が前にありましたけれども、例えば、そういうものが、必要性が出てきたときに、ここの部分を、この広聴のところで、委員会が担うというイメージなんですか。それとも、広聴として、また全然白紙の段階から何かをするために、広聴の充実と考えていらっしゃるのでしょうか。ちょっと、その辺、もし考えていることがあればお聞きしたいんですけれども。

○小林議員 私のイメージだと、その広聴というのは、議会運営とか、議会改革のマターの部分だと思っていて、議会報告会なんかでも、質疑応答とかやりますよね。それは、広報でありながら、その場というのは、片山議員も言われましたけれども、広聴の場でもあるというようなことも考えて、あくまでも、そういう範囲、議案提案とかに係わるアンケートとかは含まないのかなというのが、公明党の認識ですね。

○斎藤議員 私も、広報と広聴は一体のものだと思ってまして、議会報告会なんかもそうでしょうし、何らかの形で、形は別として、こういう委員会ができていれば、何をやるかということも含めて考えていくセッションができるだろうと思うので、そういったセッションは必要だと思うんですが、委員会というのが、私、先走って、常任委員会というつもりでは、どうも、皆さんなさそうだったので、ちょっとそこは、先ほどの発言を訂正いたしますけれども、そういうセッション自体は必要だと思いますので、是非、議会運営委員会の中でやっていただきたいというのが、私の気持

ちです。

○森戸座長 上の、第6条との関係と、また、ここの広聴は違うんですかね。網羅はしていないのかな。含まれている、その考え方はどうですか。

○片山議員 五十嵐議員の懸念は当然だなと思いまして、やはり、この議案提案というか、各条例提案とか、パブリックコメントとか、アンケート調査というのをどのようにするかというのは、そのときどきの提案議員の中で話し合って決めなければいけない部分かなとは思いますが、ただ、全体として、議会としてこういった広聴の形について検討する場としては、こういった場が必要なかなと思うんですね。だから、検討しながら進めていって、どこが請け負うかというのも、やはり、そのときに議論しながら決めていくものかなと、今の時点では私は思います。

○水上議員 私たちも、広報委員会という形で提案しましたけれども、具体的な内容としては、例えば、議会報告会の開催であるとか、これは、前回は議会運営委員会がやりましたよね、そういうものを広報委員会で行う。また、例えば、議会のホームページみたいなものが立ち上がるとなったときに、そういうことを、例えば、扱っていくということになるのではないかなと思うんです。あと、議会だよりの発行みたいな。

会派の中で議論になったのは、広聴という形で、例えば、市民から出た意見に議会として答えるというときに、やは、議会全体の意見として答えなければいけないということがあって、そういうものに対して、広報委員会という形で答えていけるのかなと、それがふさわしいのかなというご意見がありました。だから、パブリックコメントとか、含めて、いわゆる広報広聴で、確かに一体だと思うんです。議会報告会をやっても、いろいろな意見が出るわけだから、一般論として、広報広聴という形なんですけれども、市民から議会に対する質問や意見が出たときの対応を含めて、議会全体

の扱いとなると思うので、ここで言う、広報委員会の活動とは、ちょっと違ってくるのではないかなというような認識だと思います。

○森戸座長 そうですね。それで、広報広聴と言った場合に、全体的な広聴活動、それから、議会運営における広聴活動があるのかなと思うんですね。だから、そこは、そういう考え方もいいのかなと。

それで、議会報やホームページ、それから議会報告会などが広報活動に当たり、広聴については、議会運営における広聴、それから、議案、請願・陳情等の広聴、これは、政策的な広聴になると思うんですが、そういうものも含まれるとなるかな。そうすると、ちょっと重なってしまう、分かりづらい。

○小林議員 その議案と政策的な広聴となると、午前中の議論で、どのぐらいの賛成があるものからパブリックコメントをやるかというところは、あまりグレーな形になっていると思うんですね。そうすると、過半数のものに関して、広聴委員会全員がバックアップして、係わっていくという、それも必要かもしれないんですけども、そういう体制になってくるじゃないですか。何となく、そこは切り離されるのかなとか、事務局のやられる部分とかとの住み分けというのも必要になってくるのかなと。

○森戸座長 基本的には、議会運営ということかな。

○片山議員 やはり、私は、やってみないと分からないなと思っていて、例えば、条例提案の主の、食育基本条例だったら、小林議員とか、中心になった事務局の人がいて、そこが中心になってやっていたわけですけども、ただ、そういった活動をしているということ、広報の観点で、例えば、議会ホームページか何かでお知らせしていくとか、そういうときには、この広報広聴委員会の誰かが少し関わりながら情報収集するとか、そういった

ことも考えられるだろうし、何かリンクしながら進んでいくようなものかもしれないなと思うんですね。ちょっと、それは、そのときに、やってみながら、ルールを考えていくというような形になるのではないかなと思ったりするところです。

○白井議員 私の方は、広報委員会と勝手に名称を付けて提案していたんですけども、私がどういう捉え方をしたかという、あくまでも広報なんですけど、広聴は別で考えていました。その広報委員会的なもので所管というか、担当する業務としては、ホームページ、議会だより、議会報告会、これを中心とした、必要に応じてあらゆる情報伝達手法を使って広報を充実させるという、そこはちょっと、特化したように考えています。

確かに、議会報告会を含めて、広聴的な意味合いもだぶる部分はあると思うんですけども、考え方としては、制度的なものとは活動は分けた方がいいと思うんですね。その活動の方を担当するのが、広報委員会という位置付けにしています。なぜかと言うと、例えば、公聴会とか、参考人制度とか、そういったことを含めてしまうと、政策的なところで立場が分かれてしまうこともありますので、あくまでも、議会としての活動としてやることを、委員会なりで担当するというようなくくりで、一度、やってみたらどうかと思っています。

○森戸座長 広聴は入れないということですね。

○小林議員 条文としては、広聴という部分は保留にして、例えば、結局、それを任せる会議主体は、議会運営委員会での議論と分けていますので、その中で、どこまで含めるかということで、条例に基づくのかなと思います。

○森戸座長 そうですね。広報がいいのか、広聴がいいのか、広報広聴でいくのかということを含めて議会運営委員会の議論を経てということなんです。

そうなる、条文なんですけど、そうなる、広報広聴という言い方は一致しないんです。これは外すべきだというのがあるので、むしろ、共産党

の提案の、多くの市民が議会及び市政への関心を高めるための体制整備に努めるものとするとしたらどうか。第7条の第1項は、市民の知る権利を保障し、議会と市政に関心を高めると。

すみません、今の、撤回します。

○片山議員 そうすると、最初の括弧の広報広聴活動の広聴活動を抜くということになるんですか。

○森戸座長 ここはまだペンディングなんです。一致しなければ、これは変えることになります。

ですから、今、宮下議員からご提案いただいたんですが、第2項、議会は前項の目的を達成するため、体制整備に努めるものとする、でどうでしょうか。

一応、それでまとめてみます。また、最終、ご意見をいただければと思います。

最後、第8条、議会報告会。どうしますか、ここは次に回しますか。ここに行くと5時までになる。これは、前回までで、1回以上行うということでは一致しているんですね。

○鈴木議員 この議会報告会というのは、第7条の広報広聴と全く別のものとして捉えた条文になっていますね。これは、広報広聴の延長線にあるという考え方というのはできないでしょうか。そこだけちょっと。

○小林議員 公明党も、15番か何かでも関連して提案させていただいているんですけども、議会報告会のところを、当初の提案では、第6条の項として含めないかという提案をしています。今の鈴木議員のご意見もありますけれども、第7条に含めるという考え方も含めて、要は、一つの特筆的なものにしようというのは分かるんですけども、手法の一つなので、それを上位に立てるといのはバランスが悪いなと考えているので、それも議論していただければ。

○森戸座長 第7条に入れるか、第6条に入れるが。まあ、第7条ですか。第6条かどちらかということですね。

分かりました。それは、各党派、持ち帰っていただきたいと思います。

ということぐらいで、今日はちょっと終わらせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

斎藤議員、何か。

○斎藤議員 第2班は、何か請け負いましたか。

○森戸座長 請け負いました。

それでは、ここで一回終了して、協議会を開催します。おつかれさまでした。

午後3時56分閉会